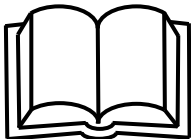
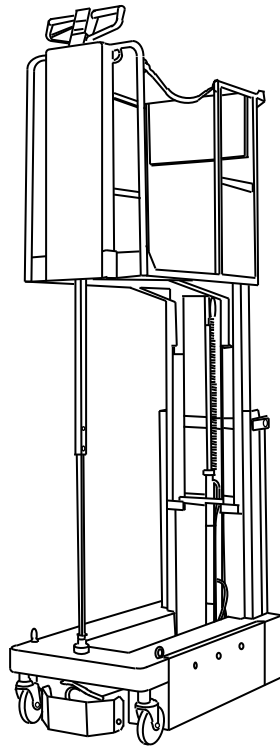


オーダーピッカー STE02A・STE02T

取扱説明書



必ず、この取扱説明書を読んでからお使いください。
また、すぐ読める場所に保管してください。

中西金属工業 株式会社

この度は、オーダーピッカーをお買上げ頂き、厚く御礼申し上げます。この取扱説明書はオーダーピッカーの正しい取扱方法と日常の点検、整備の方法を説明しております。

オーダーピッカーをご使用になる前にお読み頂き、良く理解頂くようお願い申し上げます。また、この取扱説明書はいつでも読める場所に保管してください。

ご使用中、ご不明な点が生じた場合、万一不具合が発生した場合にもお役に立てて頂けるものと存じます。どうか、このオーダーピッカーを安全に、末永くご愛用賜りたくお願い申し上げます。

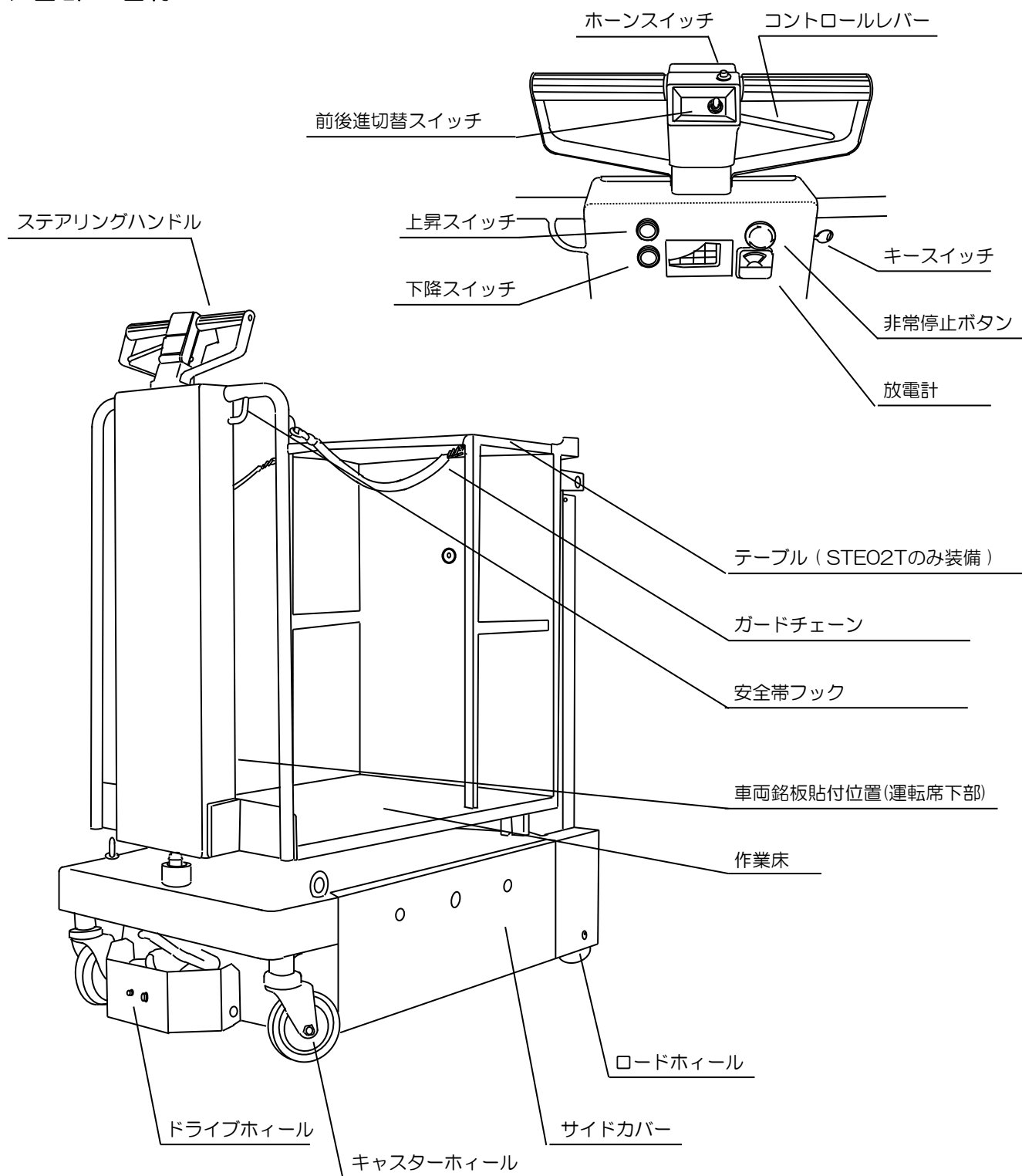
中西金属工業株式会社

目 次

1. 名称・仕様	1
2. 安全のために	3
使用者による保護方策が必要な残留リスクマップ	3
使用者による保護方策が必要な残留リスク一覧	4
操作の資格	9
法定検査	9
危険・警告・注意事項	10
車体警告ラベルとその内容	11
取り扱いの危険・警告・注意事項	14
積載荷重	24
労働安全衛生法及び関連法令	25
3. 取り扱い	31
お受け取りになったら	31
始 動	32
走行・停止	32
旋 回	35
運転席（作業床）の上昇・下降	35
安全装置	38
作業終了時	40
充 電	41
バッテリーのメンテナンス	46
4. 点検・検査・整備	50
5. 故障診断	56
6. 電気回路図	58

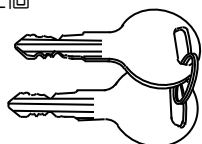
1. 名称・仕様

(1) 各部の名称



(2) 付属品

① スイッチキー 2個



② 工具・予備品キット

- | | |
|-------------|-------------|
| ○ 工具・予備品収納袋 | ○ バッテリー液比重計 |
| ○ レンチ | ○ ヒューズセット |
| ○ ドライバー | |

(3) 仕 様

	単位	STE02A	STE02T	備 考
最大荷重	kg	270	270	含むオペレータの体重
荷重中心	mm	300	300	
揚 高 (作業床高さ)	mm	450~1,940	450~1,940	
全 高 荷台最上昇時	mm	3,070	3,070	
荷台最下降時	mm	1,580	1,580	
全 長	mm	1,310	1,310	
全 幅	mm	720	720	
作 業 床 長さ	mm	915	915	
幅	mm	650	650	
軸 距	mm	1,075	1,075	
輪 距 前輪	mm	640	640	
後輪	mm	615	615	
最小旋回半径	mm	1,270	1,270	
最小直角通路幅	mm	1,155	1,155	
走行速度 負荷時	km/h	2.1	2.1	
無負荷時	km/h	2.3	2.3	
上昇速度 負荷時	mm/s	140	140	
無負荷時	mm/s	170	170	
車両質量	kg	380	385	
電動機 走 行	w	210	210	
油 圧	w	1,500	1,500	
制御方式 走 行	---	抵抗式	抵抗式	
油 圧	---	---	---	
制動装置	---	電磁式オフブレーキ	電磁式オフブレーキ	
蓄電池 電 圧	V	12	12	
容 量	Ah	100	100	5時間率
充電器 充電方式	---	搭載型自働充電器	搭載型自働充電器	
入力電圧	V	100	100	
トランス容量	kVA	0.2	0.2	
タイヤ ドライブ	---	Φ150 × 55 (ウタリ) 1本		
ロード	---	Φ150 × 38 (ウタリ) 2本		
キャスト	---	Φ150 × 38 (ウタリ) 2本		
テーブル 長さ×幅×高さ	mm	---	300X580X890	高さは作業床からの高さ

(4) 車体番号

オーダーピッカーの型式と車体番号は右の銘板に打刻されています。銘板の位置は、1ページを参照してください。

修理を依頼する時は、必ず車両型式と車体番号を連絡してください。

車両型式	
最大荷重	KG
車両重量	KG
車体番号	

2. 安全のために

使用者による保護方策が必要な残留リスクマップ

製品名「STE02A・STE02T型オーダーピッカー」

必ず本取扱説明書の内容をよく読み、理解してから本製品を使用して下さい。「使用者による保護方策が必要な残留リスクマップ」は、参考資料ですので、このリスク一覧の内容を理解しただけで本製品を使用してはいけません。

「危険の程度」は、以下の定義に従って分類し記載しています。

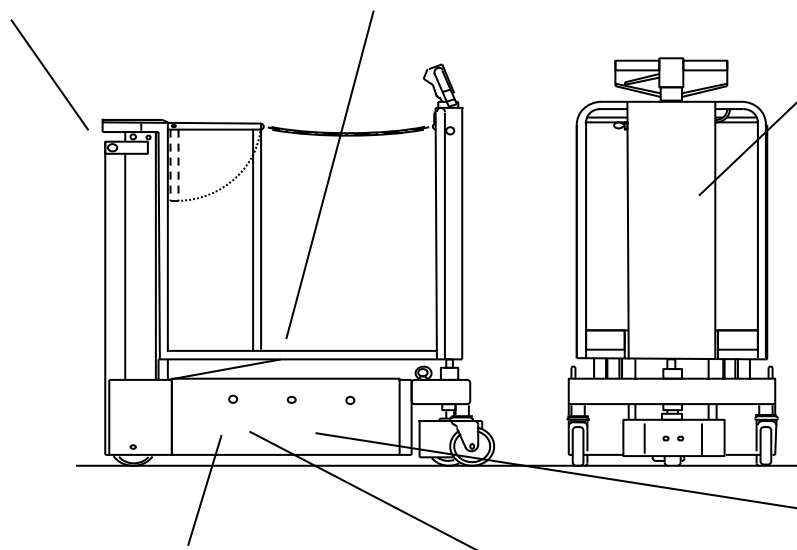
危険	保護方策を実施しなかった場合、死亡または重傷を負う危険がある内容。しかも、その危険は切迫している。
警告	保護方策を実施しなかった場合、死亡または重傷を負う可能性がある内容。軽傷を負ったり、物的な損害が高い頻度での発生する内容。
注意	保護方策を実施しなかった場合、ケガの発生が想定される内容。また、可能性は低いものの重傷を負う恐れがある内容。物的損害発生も予想される内容。

図中に示されている番号は、本製品の「残留リスク一覧」に記載されている、当該箇所に関連する残留リスクの番号です。各々の残留リスクの番号です。各々の残留リスクの詳細については、「残留リスク一覧」を参照してください。

マスト	
⚠ 危険	-----
⚠ 警告	No.39
⚠ 注意	-----

作業床の残留リスク	
⚠ 危険	-----
⚠ 警告	No.9, 33, 35, 36
⚠ 注意	No.38, 40

機械上の箇所が特定されない残留リスク	
⚠ 危険	-----
⚠ 警告	No.1, 2, 4, 6, 15, 20, 43, 50, 53
⚠ 注意	No.3, 5, 7, 8, 16, 17, 18, 19, 34



運転席の残留リスク	
⚠ 危険	-----
⚠ 警告	No.10, 11, 22, 24, 25, 26, 30, 31, 32, 37, 41
⚠ 注意	No.12, 14, 23, 27, 28, 29

サイドカバー・同内側の残留リスク	
⚠ 危険	-----
⚠ 警告	No.21,
⚠ 注意	No.13

バッテリーの残留リスク	
⚠ 危険	No.45
⚠ 警告	No.42, 46, 48, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60
⚠ 注意	No.44, 51, 52

充電器の残留リスク	
⚠ 危険	-----
⚠ 警告	No.47,49
⚠ 注意	-----

使用者による保護方策が必要な残留リスク一覧

製品名「STE02A・STE02T型オーダピッカー」

必ず本取扱説明書の内容をよく読み、理解してから本製品を使用して下さい。「使用者による保護方策が必要な残留リスク一覧」は参考資料ですので、このリスク一覧の内容を理解しただけで本製品を使用してはいけません。

「危険の程度」は、以下の定義に従って分類し記載しています。

危険	保護方策を実施しなかった場合、死亡または重傷を負う危険がある内容。しかも、その危険は切迫している。
警告	保護方策を実施しなかった場合、死亡または重傷を負う可能性がある内容。軽傷を負ったり、物的な損害が高い頻度での発生する内容。
注意	保護方策を実施しなかった場合、ケガの発生が想定される内容。また、可能性は低いものの重傷を負う恐れがある内容。物的損害発生も予想される内容。

「機械上の箇所」として示されている記号は、本製品の「残留リスクマップ」に記載されている機械上の箇所の記号です。機械上の具体的な箇所については、「残留リスクマップ」を参照してください。

No.	運用 段階	作業	作業に必要な 資格・教育	機械上 の箇所	危害の 程度	危害の内容	お客様が実施する保護方策	取扱説明書 参照ページ
1	全て	全て	次の資格・講習・訓練のいずれかを修了された方 ●特別教育修了者 ●フォークリフト運転技能講習修了者 ●職業能力開発促進法27条に定められた方	箇所の特定無	警告	オーダピッカーが予期せぬ動作をし、ケガや重大な事故を起す。	操作に必要な教育・講習・訓練を修了した者以外には運転操作させない。	9ページ
2	全て	全て	---	箇所の特定無	警告	オーダピッカーが予期せぬ動作をし、ケガや重大な事故を起す。	取扱説明書を読み、よく理解した後に使用する。	14ページ
3	全て	全て	---	箇所の特定無	注意	目的外作業において安全が担保されない。	ピッキング作業以外に使用しない。	14ページ
4	全て	全て	---	箇所の特定無	警告	故障がもとで事故を起こす。隠れた故障がもとで事故を起こす。	故障車・未点検車は使用しない。	14ページ

2. 安全のために

No.	運用 段階	作業	作業に必要な 資格・教育	機械上 の箇所	危害の 程度	危害の内容	お客様が実施する保護方策	取扱説明書 参照ページ
5	準備	作業前	---	箇所の 特定無	注意	隠れた故障がもとで事故を起す。	毎日、始業時に始業点検を実施する。	14, 30 ^ハ -ジ
6	全て	全て	---	箇所の 特定無	警告	高い可能性で重大な事故を起こす。	飲酒した者、過労な状態にある者は運転させない。	14 ^ハ -ジ
7	使用	全て	---	箇所の 特定無	注意	乱れた服装が運転の障害になり、オーダーピッカーが予期せぬ動作をし、ケガや重大な事故を起こす。	作業にふさわしい服装で運転する。	15 ^ハ -ジ
8	使用	作業前	---	箇所の 特定無	注意	不慣れた操作によって器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす。	十分に練習した後で使用する。	15 ^ハ -ジ
9	使用	全て	---	作業床	警告	転倒や誤操作による接触事故により、器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす。	オペレーター以外乗車しない。	15, 36 ^ハ -ジ
10	使用	作業中	---	運転席	警告	転落によって、ケガや重大な事故を起こす。	ガードチェーンを掛ける。	13, 15, 36 39 ^ハ -ジ
11	使用	作業中	---	運転席	警告	転落によって、ケガや重大な事故を起こす。	安全帯を装着し、安全帯を安全帯フックに掛ける。	12, 15, 36 39 ^ハ -ジ
12	使用	作業中	---	運転席	注意	急停止によって荷崩れを起す。傾斜地では転倒する。	緊急時以外、非常停止ボタンを使用しない。	16, 38 ^ハ -ジ
13	使用	作業中	---	サイドカバー	注意	接触事故によりケガをする。また感電する。	車体カバーを装着して操作する。	16, 34 ^ハ -ジ
14	使用	全て	---	運転席	注意	転倒、誤操作による接触事故により器物の損壊、ケガや重大な事故起す。	運転席、乗降部を整理・整頓し清潔に保つ。	16, 34 ^ハ -ジ
15	使用	全て	---	箇所の 特定無	警告	転倒により器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす。	強度が不足している床、やわらかな床、凹凸のある床や傾斜地では、オーダーピッカーを使用、駐車しない。	16, 21, 22 33, 37 ^ハ -ジ
16	使用	作業中	---	箇所の 特定無	注意	漏電によって感電する。	雨の中で使用しない。	16, 34 ^ハ -ジ
17	整備	整備	---	箇所の 特定無	注意	漏電によって感電する。	水洗いしない。	17 ^ハ -ジ
18	整備	整備	---	箇所の 特定無	注意	隠れた故障や整備不良により器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす。	月次定期検査をおこなう。	17 ^ハ -ジ
19	整備	整備	フォークリフト特定 自主検査者	箇所の 特定無	注意	隠れた故障や整備不良により器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす。	特定自主検査をおこなう。	17 ^ハ -ジ

2. 安全のために

No.	運用 段階	作業	作業に必要な 資格・教育	機械上 の箇所	危害の 程度	危害の内容	お客様が実施する保護方策	取扱説明書 参照ページ
20	整備	整備	---	箇所の 特定無	警告	安全な機能が損なわれ、器物 の損壊、ケガや重大な事故を 起す。	改造しない。	17 ^ハ -ジ
21	整備	整備	---	サイドカ バー内 側	警告	火傷する。	電装品、特に抵抗器に触れな い。	12, 17 ^ハ -ジ
22	使用	走行時	---	運転席	警告	落下した荷物との接触、転倒 により器物の損壊、ケガや重 大な事故を起こす。	走行中、運転席を上昇・下降 させない。	18, 33 ^ハ -ジ
23	使用	走行時	---	運転席	注意	接触事故により器物の損壊 ケガや重大な事故を起こす。	急発進・急停止しない。	18, 34 ^ハ -ジ
24	使用	走行時	---	運転席	警告	急発進による接触事故により 器物の損壊、ケガや重大な事 故を起こす。	コントロールレバーを握った ままメインキーをONにしま ない。	18, 32 ^ハ -ジ
25	使用	走行時	---	運転席	警告	転倒により器物の損壊、ケガ や重大な事故を起こす。	急旋回しない。	18, 35 ^ハ -ジ
26	使用	走行時	---	運転席	警告	転倒により器物の損壊、ケガ や重大な事故を起こす。	傾斜地では、斜め走行、旋回 しない。	18, 33, 35 ^ハ -ジ
27	使用	走行時	---	運転席	注意	接触事故により器物の損壊、 ケガや重大な事故を起こす。	発進・旋回・見通しの悪い場 所において、前後・左右の安 全を確認する。	19, 34 ^ハ -ジ
28	使用	走行時	---	運転席	注意	接触事故により器物の損壊、 ケガや重大な事故を起こす。	通過するのに十分な高さや通 路幅が確保されていることを 確認して走行する。	19, 34 ^ハ -ジ
29	使用	走行時	---	運転席	注意	転倒により器物の損壊、ケガ や重大な事故を起こす。	障害物を乗り越えて走行しな い。	19, 34 ^ハ -ジ
30	使用	ピッキング 作業時	---	運転席	警告	転倒により器物の損壊、ケガ や重大な事故を起こす。	過積載しない。	20, 36 ^ハ -ジ
31	使用	ピッキング 作業時	---	運転席	警告	転倒により器物の損壊、ケガ や重大な事故を起こす。	片荷・集中荷重になる積載は おこなわない。	20, 36 ^ハ -ジ
32	使用	ピッキング 作業時	---	運転席	警告	転倒により器物の損壊、ケガ や重大な事故を起こす。	荷重低減に注意して積載は 許容荷重の範囲とする。	20, 24, 37 ^ハ -ジ
33	使用	作業床の 昇降時	---	作業床	警告	接触によるケガや重大な事故 を起す。	作業床の下に入らない。	11, 20, 37 ^ハ -ジ
34	使用	ピッキング 作業時	---	箇所の 特定無	注意	接触によるケガや重大な事故 を起す。	周囲に人を立ち入らせない。	20, 37 ^ハ -ジ
35	使用	ピッキング 作業時	---	作業床	警告	転落によりケガや重大な事故 を起す。	手すりを乗り越えて作業をお こなわない。	21, 37 ^ハ -ジ
36	使用	ピッキング 作業時	---	作業床	警告	転落によりケガや重大な事故 を起す。	作業床の上に脚立、ハシゴを かけて作業しない。	21, 37 ^ハ -ジ

2. 安全のために

No.	運用 段階	作業	作業に必要な 資格・教育	機械上 の箇所	危害の 程度	危害の内容	お客様が実施する保護方策	取扱説明書 参照ページ
37	使用	ピッキング 作業時	---	運転席	警告	・転落によりケガや重大な事故を起す。 ・接触事故により器物の損壊ケガや重大な事故を起こす。	運転席を上げたまま他に乗り移らない。	21, 36 [※] -ジ
38	使用	作業床の 昇降時	---	作業床	注意	転倒によりケガや重大な事故を起す。	作業床からの飛び降りない。	21, 36 [※] -ジ
39	使用	作業床の 昇降時	---	マスト	警告	周囲の人がケガや重大な事故を起す。	周囲の人にマストに触れさせない。	11, 22 [※] -ジ
40	使用後	終了時	---	作業床	注意	荷物との接触によりケガをする。	積載したまま車両を離れない	22 [※] -ジ
41	使用後	終了時	---	運転席	警告	・作業床との接触によりケガや重大な事故を起こす。 ・無資格者が操作し、器物の損壊、ケガや重大な事故を起す。	車両から離れる時、作業床を最低位に降ろし、キーを抜く	22 [※] -ジ
42	整備	充電	---	バッテ リー	警告	水素ガスの爆発、火災の発生。	充電時は、サイドカバーを開放する。	23, 43 [※] -ジ
43	整備	充電	---	箇所の 特定無	警告	水素ガスの爆発、火災の発生。	充電時は、車両の周辺で火気を使用しない。 また、火花が飛ぶ作業もおこなわない。	13, 23, 45 [※] -ジ
44	整備	整備	---	バッテ リー	注意	電気部が破損、焼損する。	ケーブルをバッテリー端子のプラスマイナスを取り違えて接続しない。	23, 48 [※] -ジ
45	整備	整備	---	バッテ リー	危険	やけど、失明、死亡する。	・バッテリー液が衣類・皮膚に付着した時は、ただちに大量の水で洗い流す。 ・バッテリー液が目に入った時は、ただちに大量の水で洗眼し 医師の診断を受ける。 ・バッテリー液を絶対、なめたり、飲んだりしない。	23, 46 [※] -ジ
46	整備	充電	---	バッテ リー	警告	水素ガスの爆発、火災の発生。	水素ガスが滞留する換気の悪い場所で充電しない。	42 [※] -ジ
47	整備	充電	---	充電器	警告	水素ガスの爆発、火災の発生。	充電中、電源プラグを取り外さない。	44 [※] -ジ
48	整備	整備	---	バッテ リー	警告	水素ガスの爆発、火災の発生。	バッテリーの上には、工具等の金属類を置かない。	44 [※] -ジ
49	整備	充電	---	充電器	警告	火災の発生。	搭載している充電器で他の機種や搭載されているバッテリー以外の充電をしない。	45 [※] -ジ

No.	運用 段階	作業	作業に必要な 資格・教育	機械上 の箇所	危害の 程度	危害の内容	お客様が実施する保護方策	取扱説明書 参照ページ
50	整備	整備	---	箇所の 特定無	警告	水素ガスの爆発、火災の発生。	点検する前に静電気を逃がし てから作業する。	46ページ
51	整備	整備	---	バッテ リー	注意	バッテリーが焼損する。	バッテリー液を最低液面線 以下で使用しない。	46ページ
52	整備	整備	---	バッテ リー	注意	腐食が発生する。	バッテリー液を最高液面線 以上で使用しない。	47ページ
53	整備	整備	フォークリフト特定 自主検査者	箇所の 特定無	警告	接続端子、電線、プラグの 修理によって電気回路が損傷 し発熱や発火する。	修理資格保有者以外、修理 をおこなわない。	47ページ
54	整備	整備	---	バッテ リー	警告	静電気でバッテリーが爆発 する。	バッテリーを乾いた布や ハタキで清掃しない。	48ページ
55	整備	整備	---	バッテ リー	警告	水素ガスの爆発、火災の発生。 バッテリー液の流出による火 傷、失明。	バッテリーの清掃には、洗剤 化学雑巾、ベンジン、シンナ ー、ガソリンを使用しない。	48ページ
56	整備	整備	---	バッテ リー	警告	車体へ侵入した水がショート し火災が発生する。感電する。	車載したままバッテリーの 水洗いをおこなわない。	48ページ
57	保管	保管	---	バッテ リー	警告	水素ガスの爆発、火災の発生。	バッテリー単体でも換気の悪 い場所、火気のある場所には 保管しない。	49ページ
58	保管	保管	---	バッテ リー	警告	バッテリー液の流出による火 傷、失明。	バッテリー単体を転落の恐れ のある場所、落下物と衝突す る恐れがある場所には保管し ない。	49ページ
59	保管	保管	---	バッテ リー	警告	バッテリー液により、火傷や 失明。	バッテリーを分解しない。	49ページ
60	保管	保管	---	バッテ リー	警告	バッテリー液の飛散による火 傷、失明。	バッテリーを火中に投じない	49ページ

- 労働安全衛生法による技能講習修了証明書

[illegible]

危険・警告・注意事項

この取扱説明書では、取扱いを誤ると人身事故につながる恐れがある事項を3段階で示しています。



危険

取扱いを誤った場合、死亡または重傷を負う危険があります。その危険は切迫しています。



警告

取扱いを誤った場合、死亡または重傷を負う可能性が予想されます。軽傷を負ったり、物的な損害が高い頻度での発生が予想されます。



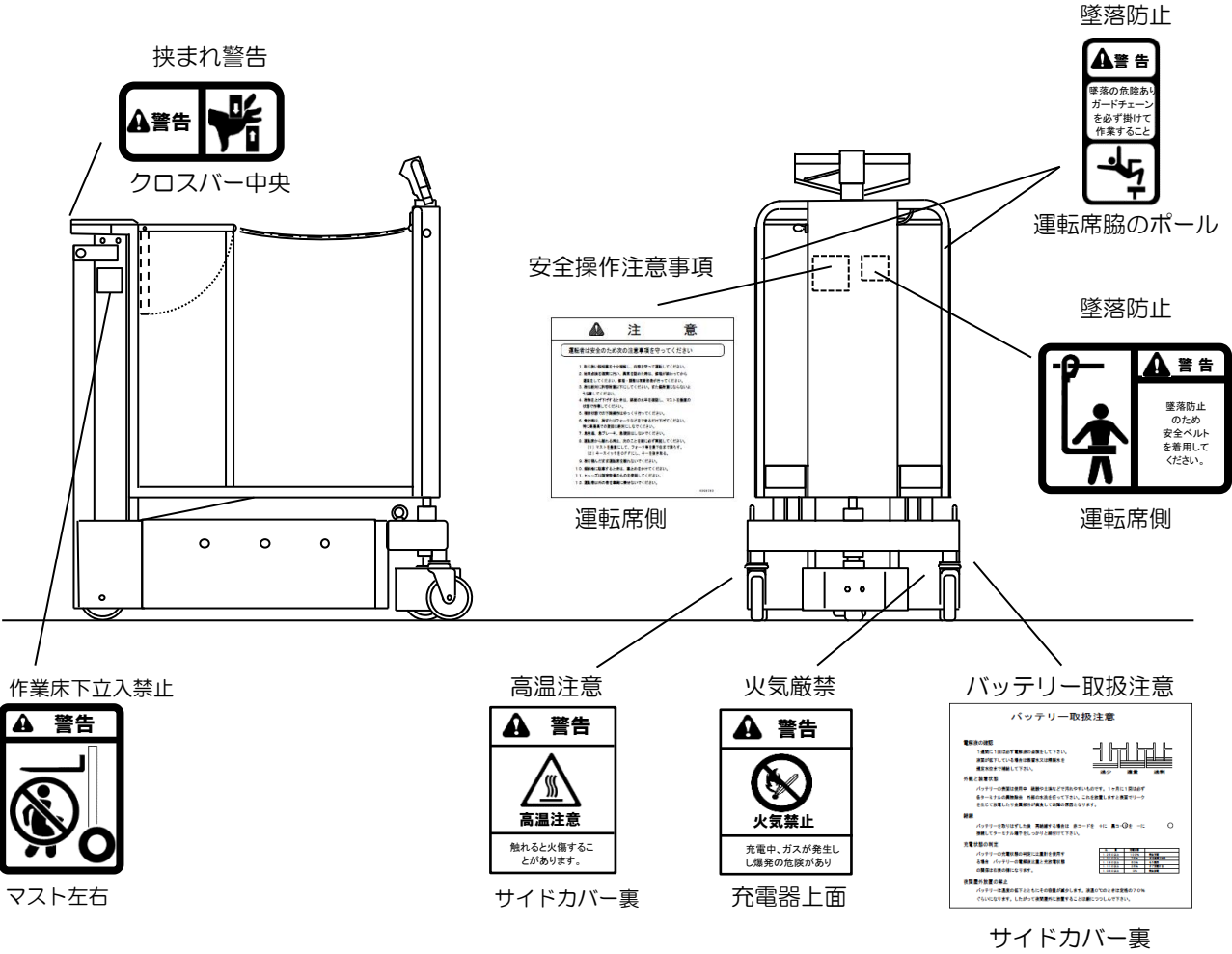
注意

取扱いを誤った場合、ケガの発生が想定されます。また、可能性は低いものの重傷を負う恐れもあります。物的損害発生も予想されます。

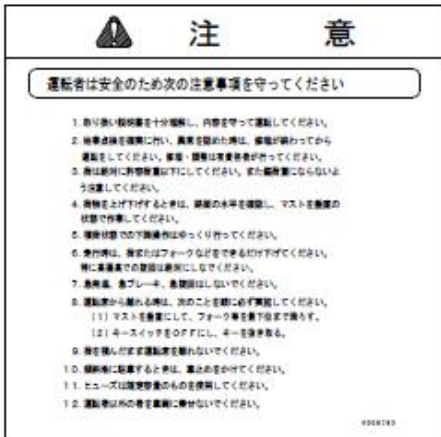
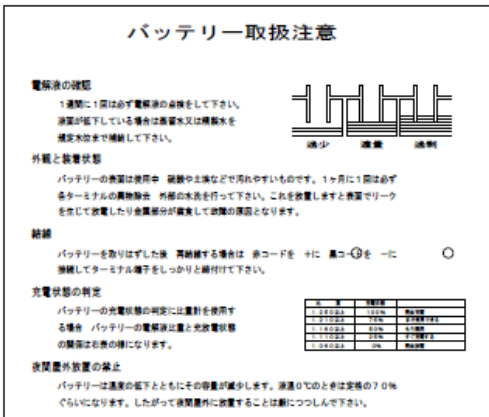
2. 安全のために

車体警告ラベルとその内容

オーダーピツカーには、次の警告ラベルが貼り付けてあります。



警告ラベル	内 容
	警告 作業床下へ立入禁止
	警告 挟まれ注意

警告ラベル	内 容
 墜落防止 のため 安全ベルト を着用して ください。	⚠ 警告 墜落防止のため、安全ベルトを着用。
 注 意 運転者は安全のための注意事項を守ってください 1. 取り扱い・取外しを十分理解し、内容を守って運転してください。 2. 始動・停止を慎重に行い、異常を察知した時は、駆動が止まってから運転をしてください。故障・異常は異常発生が止まってください。 3. 機は絶対に許容重量以下にしてください。また、運転中に機は絶対に動かさないでください。 4. 機を上げ下げするときは、機体の水平を確認し、マストを機体の状態で作業してください。 5. 機体状態での下向き運転は厳禁してください。 6. 走行時は、機体はフォーワード位置で走行してください。特に急激な加速・減速は厳禁にしてください。 7. 急停止、急ブレーキ、急旋回はしないでください。 8. 運転者から離れる時は、次のことを厳密に守ってください。 9. 機を機体から離れる時は、次のことを厳密に守ってください。 10. 機を機体から離れる時は、次のことを厳密に守ってください。 11. ヒューズは指定されたものを必ず使用してください。 12. 運転者以外の者を乗車させないでください。	運転操作時の警告及び注意事項
 警告 高温注意 触れると火傷することがあります。	⚠ 警告 火傷の恐れがあります。
 バッテリー取扱注意 電解液の確認 1. 満充電に1回は必ず電解液の量を調整してください。 満充電に1回は必ず電解液の量を調整してください。 外観と設置状態 バッテリーの表面は使用中、腐蝕や生熱などで汚れる可能性があります。1ヶ月に1回は必ず各ターミナルの腐蝕除去、内部の洗浄を行ってください。これを放置すると機器の故障の原因となります。 接続 バッテリーを取りはずした後、再接続する場合は、赤コードを + に、黒コードを - に接続してターミナル端子をしっかりと締めてください。 充電状態の判定 バッテリーの充電状態の判定には電圧計を使用してください。バッテリーの電圧計は充電と放電電圧の両方の表示が可能です。 使用量削減の禁止 バッテリーは温度の低下とともにその容量が減少します。凍結0℃のときは定価の70%程度になります。したがって使用量削減をすることは厳禁です。	バッテリー取扱時の警告注意事項

2. 安全のために

警告ラベル	内 容
 警告  火気禁止 充電中、ガスが発生し爆発の危険があります。	 警告 充電中 火気厳禁
 警告 墜落の危険あり ガードチェーンを必ず掛けて作業すること 	 警告 墜落注意



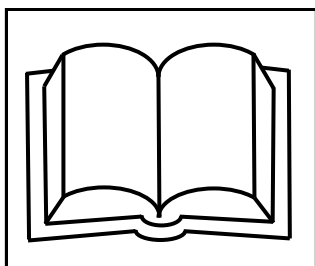
取り扱いの危険・警告・注意事項



注 意

ピッキング作業の用途のみに使用してください。

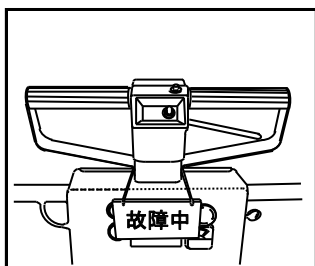
オーダーピッカーは、ピッキング作業用に製作されています。それ以外の用途に使用されることを想定していません。この為、安全対策も他の作業を想定していません。オーダーピッカーをピッキング以外の作業に使用した場合、ケガや重大な事故を起す恐れがあります。



警 告

取扱説明書を必ず読んでからお使いください。

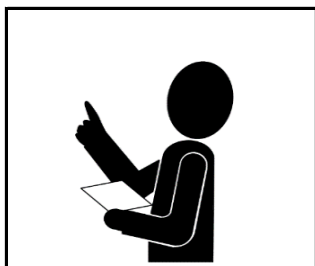
取扱説明書を読み、よく理解してから使用して下さい。読まなかったり、よく理解しない場合、誤った使用方法によって器物の損壊、ケガや重大な事故を起す恐れがあります。



警 告

故障車・未点検車を使用してはいけません。

故障したオーダーピッカーを使用してはいけません。また、始業点検・定期点検が終わっていないオーダーピッカーも使用してはいけません。故障がもとで事故を起す恐れがあります。点検・検査前のオーダーピッカーは隠れた故障が原因で事故を起す恐れがあります。事故は、器物の損壊、ケガや重大な結果を招きます。



注 意

必ず、始業点検をおこなってください。

必ず、毎日使用する前にオーダーピッカーの始業点検をおこなってください。点検を怠ると故障に気がつかず、故障がもとで事故を起す恐れがあります。事故は、器物の損壊、ケガや重大な結果を招きます。点検の内容は50ページに記載されています。

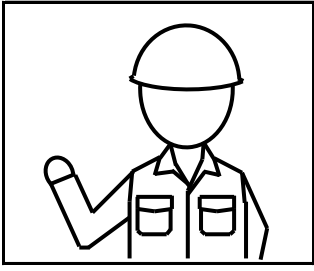


警 告

飲酒運転、過労運転をしてはいけません。

飲酒や過労した状態での運転は、注意力が散漫となり、判断力も大幅に低下しますので、大変危険です。飲酒運転、過労運転をしてはいけません。飲酒運転、過労運転をすると高い可能性で重大な事故を起す恐れがあります。

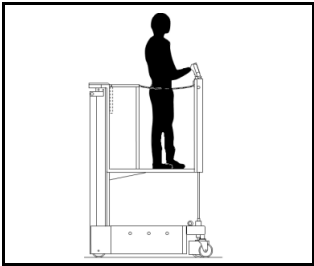
2. 安全のために



⚠ 注意

作業にふさわしい服装で運転操作してください。

運転操作する方は、オーダーピッカーの運転操作にふさわしい服装で乗車してください。そうでやすそなどが乱れているとハンドルやスイッチ、キーなどに引っかかり、オーダーピッカーが予期せぬ動きをする恐れがあります。オーダーピッカーが予期せぬ動きをすると人や器物に接触するだけでなく転倒する恐れもあります。この様な接触、転倒が起こると器物の損壊、ケガや重大な事故を起す恐れがあります。



⚠ 注意

十分な練習の後に使用してください。

各装置の取扱に十分慣れるまで練習をして使用してください。また、他の機種に慣れてた方も、このオーダピッカーに慣れてから使用してください。運転操作が慣れないで運転操作すると、誤操作や操作遅れにより思わぬ事故を起す恐れがあります。事故は器物の損壊、ケガや重大な結果につながります。



⚠ 警告

オペレーター以外の人は乗車してはいけません。

オーダーピッカーには、オペレーター以外の人は乗車してはいけません。オペレーター以外の人が乗車すると許容荷重を超えて転倒する恐れがあります。転倒は、器物の損壊、ケガや重大な事故につながります。

また、オペレーター以外の人の乗車は、運転操作の障害となり、誤操作による転倒や接触事故を起こす恐れがあります。転倒や接触事故は器物の損壊、ケガや重大な結果を招きます。

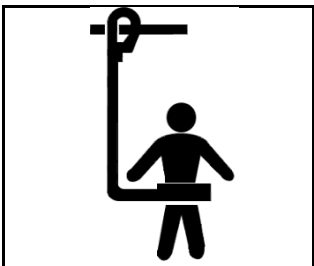


⚠ 警告

ガードチェーンを掛けてください。

オーダーピッカーの運転席は高い位置まで上昇します。必ずガードチェーンを掛け、転落の防止を図ってください。

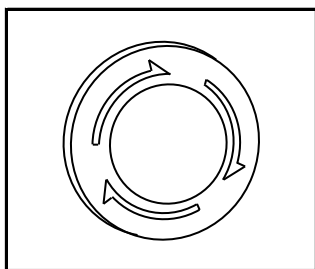
転落するとケガや重大な事故を起こす恐れがあります。また、転落した時に周囲の人に接触すると接触された方もケガや重大な結果にいたる恐れがあります。



⚠ 警告

安全帯をしてください。

オーダーピッカーの運転席は高い位置まで上昇します。オペレーターは安全帯（オプション）を装着し、安全帯を車体の安全帯フックにかけ転落防止をしてください。転落するとケガや重大な事故に結びつく恐れがあります。また、転落した時に、周囲の人に接触すると接触された方もケガや重大な結果にいたる恐れがあります。

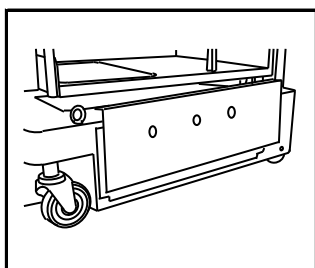


⚠ 注意

非常停止ボタンは緊急時以外使用してはいけません。

停止操作に非常停止ボタンを使用してはいけません。非常停止ボタンを押すとオーダーピッカーは急停止し、荷崩れを起す恐れがあります。

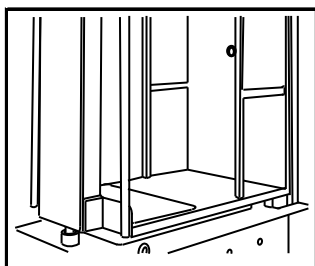
また、傾斜地で急停止するとオーダーピッカーは転倒する恐れがあります。荷崩れした荷物に接触したり、転倒すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。



⚠ 注意

カバーは、キッチリと閉めてください。

カバー等は閉め、確実に固定してください。開けたままにしておくと、不用意に内部の機器に接触し、ケガや感電をする恐れがあります。また、固定が不確実ですと、使用中にカバーが脱落したり開いた状態となり、カバーが周囲の人や器物と接触する恐れがあります。人や器物と接触すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。



⚠ 注意

運転席と乗降部はいつもきれいに

運転席と乗降部はいつも整理・整頓すると共に清潔に努めてください。油脂・泥・粉じんなどが付着したり、工具などが放置してあると、手足が滑り、転落や誤操作による接触事故などを起す恐れがあります。転落するとケガや重大な事故を起こす恐れがあります。また、接触事故は、器物の損壊、ケガや重大な事故につながります。

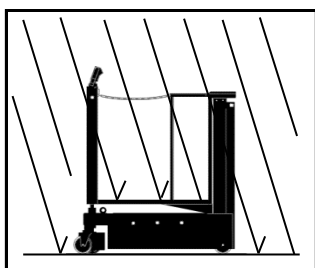


⚠ 警告

凹凸のないしっかりした床の上で使用してください。

凹凸のある床や車輪がめり込むような柔らかな床の上で使用しないでください。床の強度にも注意を払ってください。このような床の上でオーダーピッカーを使用すると転倒する恐れがあります。また、運転席の上下操作を行ってもいけません。駐車してもいけません。転倒する恐れがあります。

オーダーピッカーが転倒すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

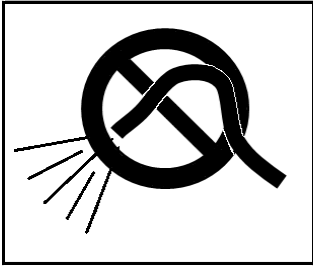


⚠ 注意

雨の中で使用してはいけません。

オーダピッカーを雨の中で使用すると水が車体に侵入しショートや故障の原因となります。また、漏電により感電する恐れもあります。

2. 安全のために

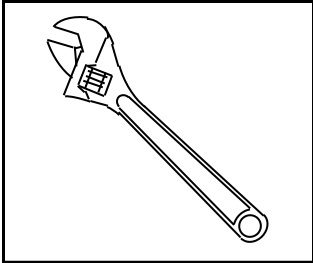


⚠ 注意

水洗い禁止

オーダーピッカーを水洗いすると、水が車体に侵入しショートや故障の原因となります。また、漏電により感電する恐れもあります。

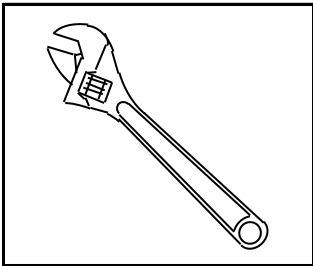
オーダーピッカーを清掃する時は、雑巾などで拭いてください。



⚠ 注意

月次検査を行ってください。

1ヶ月を超えない期間ごとに1回、月次検査をおこなってください。検査の結果は3年間保存してください。点検を怠ると故障に気がつかず使用し、故障がもとで、事故を起す恐れがあります。事故は、器物の損壊、ケガや重大な結果につながる恐れがあります。点検の内容は53ページに記載してあります。



⚠ 注意

特定自主検査（年次検査）を行ってください。

1年を超えない期間ごとに1回、特定自主検査をおこなってください。検査の結果は3年間保存してください。検査を怠ると故障に気がつかず使用し、故障がもとで、事故を起す恐れがあります。事故は、器物の損壊、ケガや重大な結果を招く恐れがあります。

特定自主検査は、法令で定められた方以外はおこなってはいけません。



⚠ 警告

改造禁止

改造によって、オーダーピッカーの性能や安全性が損なわれる恐れがあります。安全性が損なわれると器物の損壊、ケガや重大な事故につながる恐れがあります。改造が必要な時は、メーカーまでご相談ください。当社の了解なく行われた改造に起因する人身事故・物的損害・故障について当社は一切の責任を負いません。

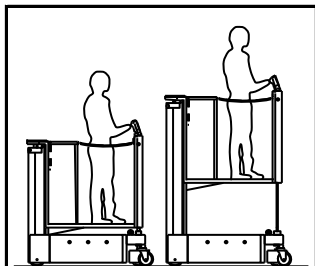


⚠ 警告

高温注意

サイドカバーの内側に装備されている電装品、特に抵抗器は通電すると発熱します。また、高熱になります。発熱部へ手などが触れると火傷をする恐れがあります。

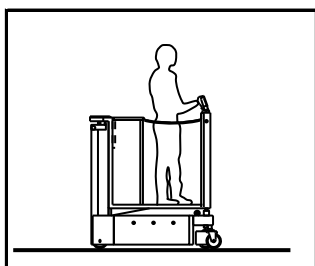
■ 走行に際して



⚠ 警告

走行中には、運転席を上昇・下降させてはいけません。

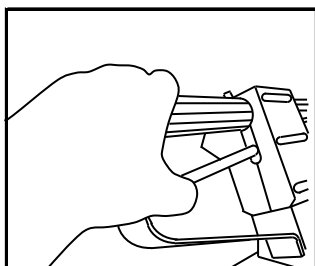
走行中、運転席を上昇・下降させるとオーダーピッカーは不安定となり、積荷が落下したり、車両が転倒する恐れがあります。落下した荷物に接触したり、車両が転倒すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。



⚠ 注意

急発進、急停止しないでください。

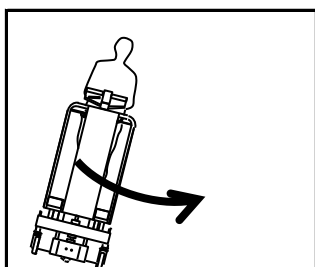
オーダーピッカーを急発進、急停止すると積載している荷物が荷崩れを起す恐れがあります。荷崩れにより積荷が落下するとケガや重大な結果を招きます。また、急発進は車両が急激に予期しない方向へ走行し接触事故を起こす恐れがあります。接触事故は、器物の損壊、ケガや重大な結果を招きます。



⚠ 警告

**コントロールレバーを握ってまま
キースイッチをオンにしないでください。**

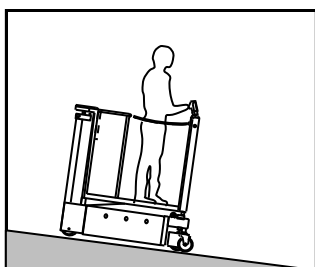
コントロールレバーを握ったまま、キースイッチをオンにするとオーダーピッカーは急発進します。オーダーピッカーが急発進すると荷崩れを起し、荷物が落下する恐れがあります。落下した荷物に接触するとケガや重大な事故を起こす恐れがあります。また、急発進は車両が急激に予期しない方向へ走行し接触事故を起こす恐れがあります。接触事故は、器物の損壊、ケガや重大な結果を招く恐れがあります。



⚠ 警告

急旋回しないでください。

急旋回は、荷崩れの原因となるばかりか、車体の安定が悪くなりオーダーピッカーが転倒する恐れがあります。荷崩れにより落下した積荷に接触するとケガや重大な結果を招きます。また、転倒すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

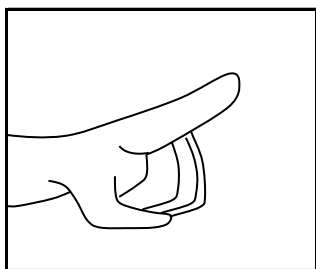


⚠ 警告

坂道・傾斜地では斜め走行、旋回をおこなってはいけません。

坂道や傾斜地で斜め走行、旋回をおこなうとオーダーピッカーは不安定となり転倒する恐れがあります。オーダーピッカーが転倒すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

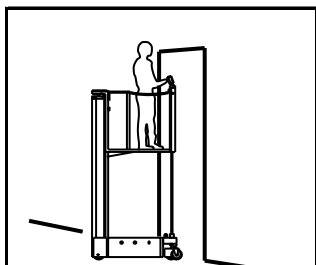
2. 安全のために



⚠ 注意

前後、左右の安全確認を徹底してください。

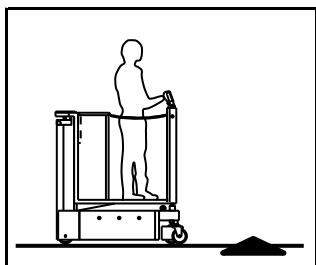
発進時の前後左右の安全確認だけでなく、見通しの悪い場所を通過する時も左右の安全を確認してから走行して下さい。安全確認を怠ると接触事故を起す恐れがあります。接触事故は、器物の損壊、ケガや重大な事故を招きます。



⚠ 注意

走行する場所の高さや幅に注意して走行してください。

オーダーピッカーが通過するのに十分な高さや通路幅が確保されていることを確認して走行してください。特に、出入り口や梁、配管などの高さに注意してください。注意を怠ると建屋や周囲の器物と接触する恐れがあります。建屋や周囲の器物と接触すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

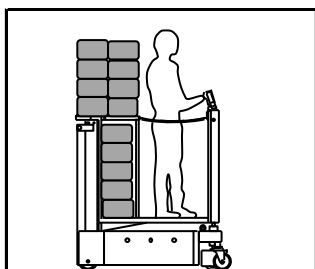


⚠ 注意

障害物の乗り越えをおこなってはいけません。

オーダーピッカーのホイールは小径ですので、小さな障害物であっても乗り越えようとするとう安定が悪くなります。障害物によっては、転倒する恐れがあります。オーダーピッカーが転倒すると周囲の器物や人と接触すると器物の損壊、ケガや重大な事故に結びつく恐れがあります。

■ ピッキング作業に際して



⚠ 警告

許容荷重以上の荷物を積載してはいけません。

このオーダーピッカーの許容荷重は、荷物とオペレーターの体重を合わせて270kgです。この許容荷重を超えると、オーダーピッカーは転倒します。オーダーピッカーが転倒すると器物の損壊、ケガや重大な結果を招く恐れがあります。



⚠ 警告

片荷・集中荷重にならないように積載してください。

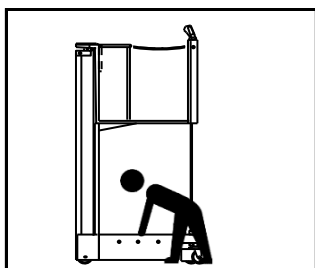
荷物が片荷や集中荷重になるような積載をしてはいけません。オーダーピッカーが不安定となり転倒の恐れがあります。オーダーピッカーが転倒すると器物の損壊、ケガや重大な結果を招く恐れがあります。



⚠ 警告

積載荷重低減に注意してください。

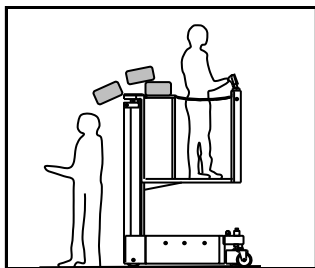
積載した荷物とオペレーターの体重を合計した荷重の中心が作業床後部の端(運転席と反対側)から30cm(基準荷重中心)を超えると最大積載荷重が低減します。許容できる荷重を超えるとオーダーピッカーは転倒します。オーダーピッカーが転倒すると器物の損壊、ケガや重大な結果を招く恐れがあります。(許容荷重については24ページを参照してください。)



⚠ 警告

作業床の下に入ってはいけません。

上昇した作業床の下に立ち入ると、作業床が下降した場合、作業床と接触し、ケガや重大な事故を起す恐れがあります。

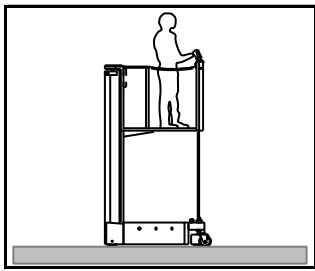


⚠ 注意

周囲に人を立ち入らせないで下さい。

オーダーピッカーの周辺に人が立ち入ると積載した荷物が落下した場合、接触しケガや重大な事故を起す恐れがあります。また、オーダーピッカーが動いた時、周囲の人が動きに気づかずオーダーピッカーに接触する恐れがあります。落下物や動きだしたオーダーピッカーに接触するとケガや重大な事故を起す恐れがあります。

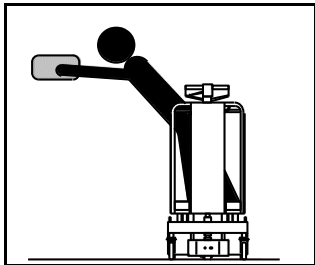
2. 安全のために



警告

水平で床強度のあるしっかりした床の上で使用してください。

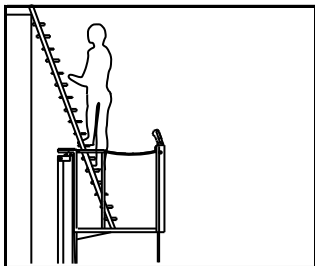
傾斜している床、床強度が不足している床、凹凸のある床、車輪によって床が凹む床の上では使用しないでください。オーダーピッカーが転倒する恐れがあります。オーダーピッカーが転倒すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起す恐れがあります。



警告

手すりを乗り越えて作業してはいけません。

手すりを乗り越えて作業すると転落する恐れがあります。オーダーピッカーから転落するとケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

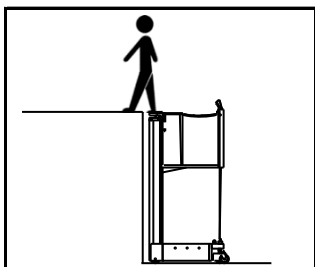


警告

作業床の上に脚立やハシゴを掛けて作業してはいけません。

オーダーピッカーの作業床の上に脚立を設置したり、ハシゴを掛けて作業してはいけません。転落の恐れがあります。また、オーダーピッカーが不安定となり、転倒する恐れがあります。

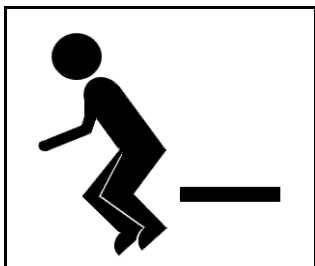
転落したり、オーダーピッカーが転倒すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起す恐れがあります。



警告

運転席を上げたまま他に乗り移らないでください。

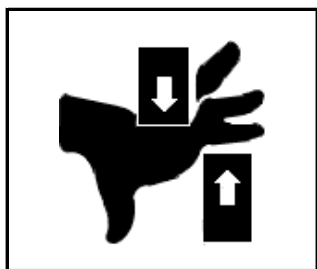
運転席を上昇させて他へ乗り移らないでください。オーダーピッカーが稼働できる状態のまま運転席を離れることになります。また、乗り移りの時、転落の恐れもあります。稼働できる状態で運転席を離れると不用意にオーダーピッカーが動き出した時、運転操作できず周囲の器物や人と接触する恐れがあります。器物や人と接触すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起す恐れがあります。また、転落するとケガや重大な事故に結びつく恐れがあります。



注意

飛び降りないでください。

オーダーピッカーから飛び降りると転倒してケガをする恐れがあります。時には重大な事故につながる恐れもあります。

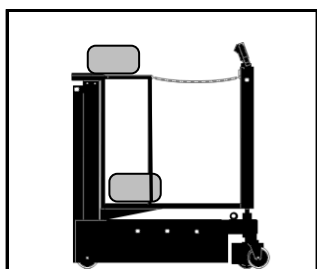


警告

挟まれ注意

周囲の人がマストに触れていると、運転席が下降した時、マストと後部荷台の間に手などが挟まれ、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

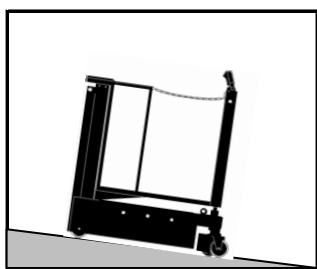
■ 作業終了時に



注意

積載したままにしてはいけません。

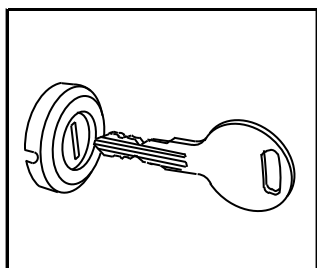
オーダーピッカーに荷物を積載したまま運転席を離れてはいけません。オペレーターが運転席にいない間に不安定に積載された荷物が転落する恐れがあります。転落した荷物に人が接触するとケガや重大な結果を招く恐れがあります。



警告

傾斜地、凹凸のある床、軟弱な床に駐車してはいけません。

オーダーピッカーを傾斜地に駐車すると不用意に動き出すことがあります。また、凹凸のある床や車輪で床が凹むような軟弱な床の上に駐車するとオーダーピッカーが転倒する恐れがあります。オーダーピッカーが不用意に動き出すと器物や人に接触し、器物の損壊、ケガや重大な事故につながる恐れがあります。



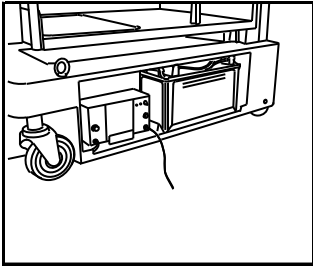
警告

運転席を最低位へ降下させ、キーを抜いてください。

オーダーピッカーの運転席は、最低位に下降させてください。運転席を上昇させたままにすると予期せずに運転席(作業台)が降下し、運転席に接触した方がケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

また、オーダーピッカーから離れる時は、必ずキーを抜いてください。キーをつけたままにしておくと、運転操作に不慣れな方や資格がない方が運転し事故を起し、器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

■ 充電・バッテリーの取扱い時に



⚠ 警告

充電中はカバーを開けてください。

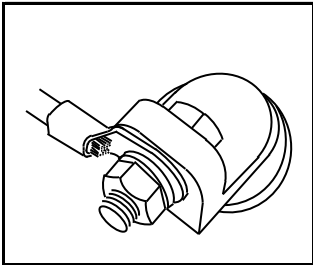
バッテリーは、充電中 水素ガスが発生します。カバーを開けて水素ガスを逃がしてください。また、充電場所の換気も十分におこなってください。水素ガスがたまると爆発し、火災になる恐れがあります。



⚠ 警告

充電中は火気厳禁です。

バッテリーは、充電中 水素ガスが発生します。充電中はオーダーピッカーの周りで火気を使用しないでください。また、火花が散る作業もおこなってはけません。水素ガスに引火し、爆発、火災になる恐れがあります。



⚠ 注意

バッテリー端子の接続に注意してください。

ケーブルを取り付ける時、(+)と(-)を逆に接続しないように注意してください。また、接続は(-)側を先に取り付けてください。接続を間違えると電気部品の破損、焼損の原因となります。



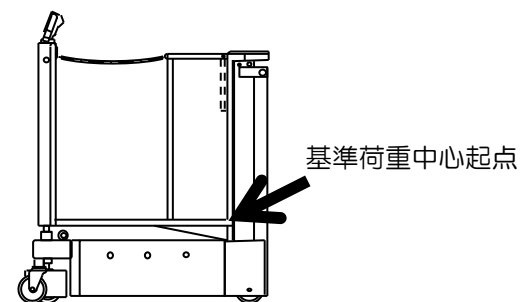
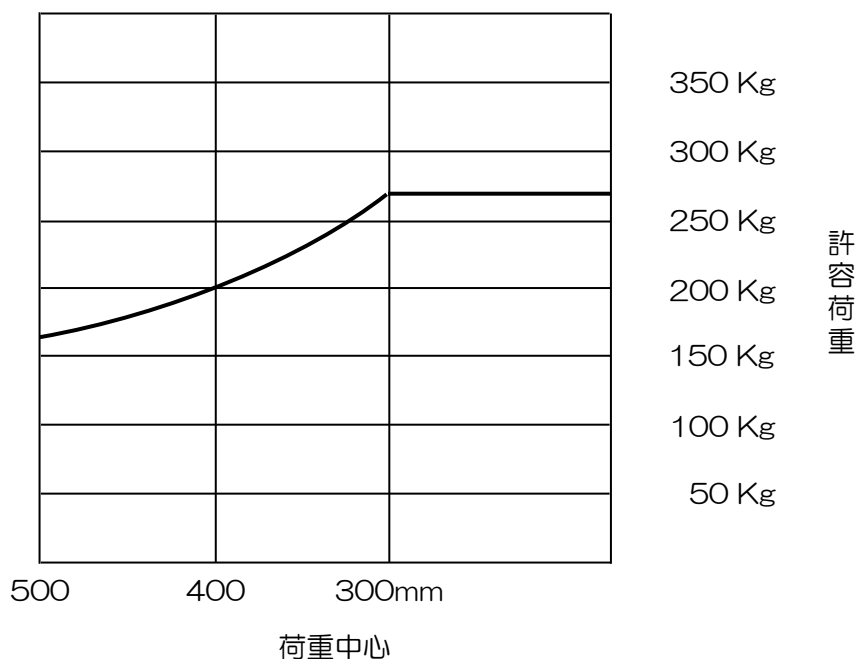
⚠ 危険

バッテリー液にさわったり、付着した時は。

バッテリー液(電解液)は希硫酸を含んでいます。目、皮膚、衣類などに付着した時は、ただちに大量の水で洗い流してください。特に目に入った時は失明の恐れがありますので、すぐに大量の水で洗眼し、医師の診断を受けてください。間違ってもなめたり、飲んだりしないでください。死に至る恐れがあります。

積載荷重

このオーダーピッカーは、積載した荷物とオペレーターの体重を合計した荷重の中心位置が作業床後部の端(運転席と反対位置)から30cm(基準荷重中心)を超えると許容荷重が低減します。荷重の中心位置ごとの許容荷重は、下のグラフを参照してください。



⚠ 警告

積載した荷物とオペレーターの体重を合計した荷重の中心が作業床後部の端から30cm(基準荷重中心)を超えると最大積載荷重は低減します。許容できる荷重を超えるとオーダーピッカーは転倒します。オーダーピッカーが転倒すると器物の損壊、ケガや重大な結果を招く恐れがあります。

2. 安全のために

労働安全衛生法及び関連法令

このオーダーピッカーは、フォークリフトのオーダーピッキングトラックに分類されます。ここに関連法令を参考として列記します。

労働基準法・年少者労働規則

1) 危険有害業務の就業制限（労働基準法 第62条）

使用者は、満18歳に満たない者に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他厚生労働省令で定める危険な業務に就かせ、又は厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

2 使用者は、満18歳に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

3 前項に規定する業務の範囲は、厚生労働省令で定める。

2) 年少者の就業制限の業務範囲（年少者労働基準規則第8条）

法第六十二条第一項の厚生労働省令で定める危険な業務及び同条第二項の規定により満十八歳に満たない者を就かせてはならない業務は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第四十一号に掲げる業務は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）により免許を受けた者及び同法による保健師、助産師、看護師又は准看護師の養成中の者については、この限りでない。

七 動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト及びエアホイストを除く。）、運搬機又は索道の運転の業務

最大荷重 1t未満のフォークリフト操作制限

1) 安全衛生教育（労働安全衛生法 第59条）

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

2) 特別教育を必要とする業務（労働安全衛生規則 第36条）

法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

五 最大荷重一トン未満のフォークリフトの運転（道路交通法（昭和三十一年法律第五号）第二条第一項第一号の道路（以下「道路」という。）上を走行させる運転を除く。）の業務

3) 特別教育の記録の保存（労働安全衛生規則 第38条）

事業者は、特別教育を行なったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを三年間保存しておかななければならない。

規格に適合した機械等の使用

1) 譲渡等の制限等（労働安全衛生法 第42条）

特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

2) 規格に適合した機械等の使用（労働安全衛生規則 第27条）

事業者は、法別表第二に掲げる機械等及び令第十三条第三項 各号に掲げる機械等については、法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ、使用してはならない。

3) 厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等（労働安全衛生法施行令 第13条）

法別表第二第二号の政令で定める圧力容器は、第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）とする。

2 法別表第二第四号の政令で定める第一種圧力容器は、小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）とする。

3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかなる場合を除く。）とする。

ハ フォークリフト

定期自主検査・特定自主検査

1) 定期自主検査（労働安全衛生法 第45条）

事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による自主検査の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の自主検査指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは検査業者又はこれらの団体に対し、当該自主検査指針に関し必要な指導等を行うことができる。

2) 年次 定期自主検査（労働安全衛生規則 第151条の21）

事業者は、フォークリフトについては、一年を超えない期間ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないフォークリフトの当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無
- 二 デフアレンシヤル、プロペラシヤフトその他動力伝達装置の異常の有無
- 三 タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無
- 四 かじ取り車輪の左右の回転角度、ナツクル、ロットド、アームその他操縦装置の異常の有無
- 五 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシユーその他制動装置の異常の有無
- 六 フォーク、マスト、チェーン、チェーンホイールその他荷役装置の異常の有無
- 七 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、安全弁その他油圧装置の異常の有無
- 八 電圧、電流その他電気系統の異常の有無
- 九 車体、ヘッドガード、バックレスト、警報装置、方向指示器、灯火装置及び計器の異常の有無

2. 安全のために

2 事業者は、前項ただし書のフォークリフトについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない

3) 月次 定期自主検査（労働安全衛生規則 第151条の22）

事業者は、フォークリフトについては、一月を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一月を超える期間使用しないフォークリフトの当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無
- 二 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 三 ヘッドガード及びバックレストの異常の有無

2 事業者は、前項ただし書のフォークリフトについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

4) 定期自主検査の記録（労働安全衛生規則 第151条の23）

事業者は、前二条の自主検査を行つたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

- ・一 検査年月日
- ・二 検査方法
- ・三 検査箇所
- ・四 検査の結果
- ・五 検査を実施した者の氏名
- ・六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

5) 特定自主検査（労働安全衛生規則 第151条の24）

フォークリフトに係る特定自主検査は、第二百五十一条の二十一に規定する自主検査とする。

2 フォークリフトに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了したもの
 - イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの
 - ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に四年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に七年以上従事した経験を有するもの
 - ハ フォークリフトの点検若しくは整備の業務に七年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に十年以上従事した経験を有する者
- 二 フォークリフトの運転の業務に十年以上従事した経験を有する者
- 二 その他厚生労働大臣が定める者

3 事業者は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第五項に規定する運行（以下「運行」という。）の用に供するフォークリフト（同法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行つた場合には、当該点検を行つた部分については第二百五十一条の二十一の自主検査を行うことを要しない。

4 フォークリフトに係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

5 事業者は、フォークリフトに係る自主検査を行つたときは、当該フォークリフトの見やすい箇所に、特定自主検査を行つた年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない。

6) 始業点検（労働安全衛生規則 第151条の25）

事業者は、フォークリフトを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 荷役装置及び油圧装置の機能
- 三 車輪の異常の有無
- 四 前照灯、後照灯、方向指示器及び警報装置の機能

7) 補修等（労働安全衛生規則 第151条の26）

事業者は、第百五十一条の二十一若しくは第百五十一条の二十二の自主検査又は前条の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

使用の制限

1) 主たる用途以外の使用の制限（労働安全衛生規則 第151条の14）

事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

2) 使用の制限（労働安全衛生規則 第151条の20）

事業者は、フォークリフトについては、許容荷重（フォークリフトの構造及び材料並びにフォーク等（フォーク、ラム等荷を積載する装置をいう。）に積載する荷の重心位置に応じ負荷させることができる最大の荷重をいう。）その他の能力を超えて使用してはならない。

安全確保の方策

1) 作業計画（労働安全衛生規則 第151条の3）

事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業（不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第百五十一条の七までにおいて同じ。）を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路及び当該車両系荷役運搬機械等による作業の方法が示されているものでなければならない。

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

2) 作業指揮者（労働安全衛生規則 第151条の4）

事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

3) 制限速度（労働安全衛生規則 第151条の5）

事業者は、車両系荷役運搬機械等（最高速度が毎時十キロメートル以下のものを除く。）を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系荷役運搬機械等の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の制限速度を超えて車両系荷役運搬機械等を運転してはならない。

2. 安全のために

4) 転落等の防止（労働安全衛生規則 第151条の6）

事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路について必要な幅員を保持すること、地盤の不同沈下を防止すること、路肩の崩壊を防止すること等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う場合において、当該車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させなければならない。

3 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

5) 接触の防止（労働安全衛生規則 第151条の7）

事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項ただし書の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

6) 合図（労働安全衛生法 第151条の8）

事業者は、車両系荷役運搬機械等について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせなければならない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の合図に従わなければならない。

7) 立入禁止（労働安全衛生規則 第151条の9）

事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、フォーク、シヨベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）については、そのフォーク、シヨベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、シヨベル、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の作業を行う労働者は、同項ただし書の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

8) 荷の積載（労働安全衛生規則 第151条の10）

事業者は、車両系荷役運搬機械等に荷を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

一 偏荷重が生じないように積載すること。

二 不整地運搬車、構内運搬車又は貨物自動車にあつては、荷崩れ又は荷の落下による労働者の危険を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講ずること。

9) 運転位置から離れる場合の措置（労働安全衛生規則 第151条の10）

事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

一 フォーク、シヨベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと。

二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

2 前項の運転者は、車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

10) 車両系荷役運搬機械等の移送（労働安全衛生規則 第151条の12）

事業者は、車両系荷役運搬機械等を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、当該車両系荷役運搬機械等の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

- 一 積卸しは、平たんで堅固な場所において行うこと。
- 二 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当なこう配で確実に取り付けること。
- 三 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適当なこう配を確保すること。

11) 搭乗の制限（労働安全衛生規則 第151条の13）

事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。ただし、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

12) 修理等（労働安全衛生規則 第151条の15）

事業者は、車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着若しくは取外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業手順を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 第百五十一条の九第一項ただし書に規定する安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。

構 造

1) 前照灯及び後照灯（労働安全衛生規則 第151条の16）

事業者は、フォークリフトについては、前照灯及び後照灯を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所においては、この限りでない。

2) ヘッドガード（労働安全衛生規則 第151条の17）

事業者は、フォークリフトについては、次に定めるところに適合するヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、荷の落下によりフォークリフトの運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

- 一 強度は、フォークリフトの最大荷重の二倍の値（その値が四トンを超えるものにあつては、四トン）の等分布静荷重に耐えるものであること。
- 二 上部わくの各開口の幅又は長さは、十六センチメートル未満であること。
- 三 運転者が座つて操作する方式のフォークリフトにあつては、運転者の座席の上面からヘッドガードの上部わくの下面までの高さは、九十五センチメートル以上であること。
- 四 運転者が立つて操作する方式のフォークリフトにあつては、運転者席の床面からヘッドガードの上部わくの下面までの高さは、一・八メートル以上であること。

3. 取り扱い

お受け取りになったら

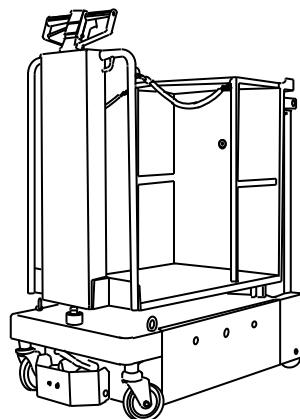
検査に合格したオーダーピッカーを出荷致しましたが、お受け取りになりましたら、次の点検と作業をお願いします。

■ 輸送中の損傷

輸送中にオーダーピッカーが損傷していないか確認してください。

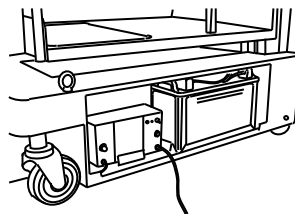
合わせて、次の箇所にゆるみ、破損、異常がないことを確認してください。

- ボルト、ナットのゆるみ。
- 運転席の上昇下降。
- 走行とブレーキ（このオーダーピッカーは、走行時以外は自動的にブレーキが掛ります。）

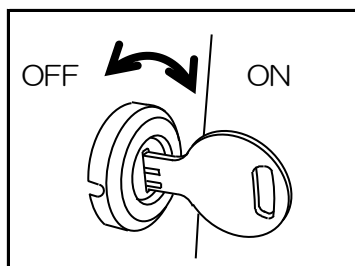


■ 充 電

充電してください。充電の方法は41ページに記載してあります。



始 動



キースイッチを「ON」にします。

キースイッチを右（時計方向）に回します。スイッチが「ON」になります。

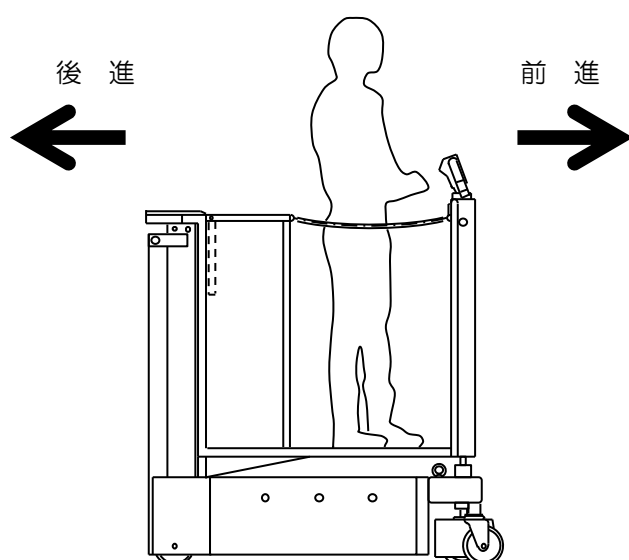
！ 警 告

- コントロールレバーを握ったまま、キースイッチをオンにしない
コントロールレバーを握ったまま、キースイッチをオンにするとオーダーピッカーは急発進します。オーダーピッカーが急発進すると積載している荷物が荷崩れを起す恐れがあります。荷崩れにより落下した荷物に接触するとケガや重大な結果を招きます。また、急発進は車両が急激に予期しない方向へ走行し接触事故を起す恐れがあります。接触事故は、器物の損壊、ケガや重大な結果を招きます。

！ 注 意

- 始業点検
オーダーピッカーを使用する前に、必ず始業点検をおこなってください。点検を怠ると故障に気がつかずに使用し、故障がもとで事故を起こす恐れがあります。事故は、ケガや器物の損壊、重大な結果を招きます。

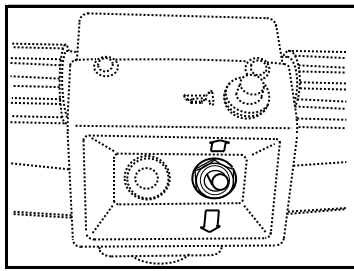
走行・停止



走行姿勢

このオーダーピッカーは、ハンドルが装備されている方が、前方となります。

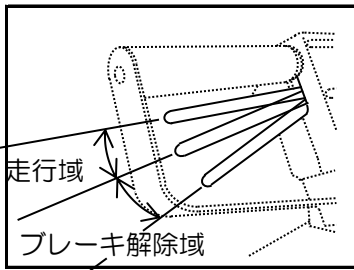
3. 取り扱い



前後進切替スイッチを進行方向へ切替ます。

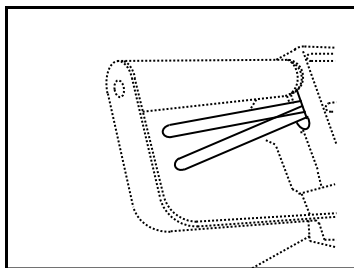
- 前 進 切替スイッチを上押し上げます。
後 進 切替スイッチを下押し下げます。

前後進切替スイッチは、必ず停止していることを確認して操作してください。



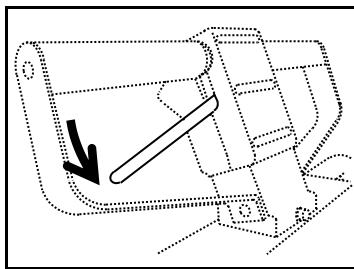
コントロールレバーを握ります。

コントロールレバーを浅く握るとブレーキが解除されます。
更にレバーを引き上げると走行します。



増速・減速

レバーが走行域に入ると約1秒後に自動的に増速します。運転席が上昇している時は、増速しません。
レバーをブレーキ解除域に降ろすと減速します。



停 止

コントロールレバーを元の位置へ戻すと停止し、ブレーキが掛ります。
コントロールレバーが停止位置にある時、ブレーキは常に掛っています。

⚠ 警 告

■ 走行中 運転席を上昇・下降させてはいけません。

走行中、運転席を上昇・下降させるとオーダーピッカーは不安定となり、積荷が落下したり、車両が転倒する恐れがあります。落下した荷物に接触したり、車両が転倒すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

■ 坂道・傾斜地では斜め走行をおこなってはいけません。

坂道や傾斜地で斜め走行をおこなうとオーダーピッカーは不安定となり転倒する恐れがあります。オーダーピッカーが転倒すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

■ 凹凸のないしっかりした床の上で使用してください。

凹凸のある床や車輪がめり込むような柔かな床の上で使用しないでください。床の強度にも注意を払ってください。このような床の上でオーダーピッカーを使用すると転倒する恐れがあります。また、駐車してもいけません。転倒する恐れがあります。オーダーピッカーが転倒すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

 注 意**■ 前後、左右の安全確認を徹底してください。**

発進時の前後左右の安全確認だけでなく、見通しの悪い場所を通過する時も左右の安全を確認してから走行して下さい。安全確認を怠ると接触事故を起こす恐れがあります。接触事故は、器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

■ 運転席と乗降部はいつもきれいに。

運転席と乗降部はいつも整理・整頓すると共に清潔に努めてください。油脂・泥・粉じんなどが付着したり、工具などが放置してあると、手足が滑り、転落や誤操作による接触事故などを起す恐れがあります。転落や誤動作による接触等は器物の損壊、ケガや重大な事故につながる恐れがあります。

■ 急発進、急停止しないでください。

オーダーピッカーが急発進、急停止すると積載している荷物が荷崩れを起す恐れがあります。荷崩れにより積荷が落下するとケガや重大な結果を招きます。また、急発進は車両が急激に予期しない方向へ走行し接触事故を起こす恐れがあります。接触事故は、器物の損壊、ケガや重大な結果を招きます。

■ 走行する場所の高さや幅に注意して走行してください。

オーダーピッカーが通過するのに十分な高さや通路幅が確保されていることを確認して走行してください。特に、出入り口や梁、配管の高さに注意してください。注意を怠ると建屋や周囲の器物と接触する恐れがあります。建屋や周囲の器物と接触すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

■ カバーは、キチッと閉めてください。

カバー等は閉め、確実に固定してください。開けたままにしておくと、不用意に内部の機器に接触し、ケガや感電をする恐れがあります。また、固定が不確実ですと、使用中にカバーが脱落したり開いた状態となり、カバーが周囲の人や器物と接触する恐れがあります。人や器物と接触すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起す恐れがあります。

■ 障害物の乗り越えをおこなってはいけません。

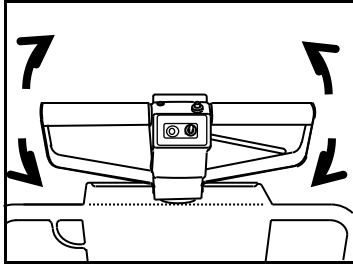
オーダーピッカーのホイールは小径ですので、小さな障害物であっても乗り越えようとするとう安定が悪くなります。障害物によっては、転倒する恐れがあります。オーダーピッカーが転倒すると周囲の器物や人と接触すると器物の損壊、ケガや重大な事故に結びつく恐れがあります。

■ 雨の中で使用してはいけません。

オーダピッカーを雨の中で使用すると水が車体に侵入しショートや故障の原因となります。また、漏電によっては感電する恐れもあります。

3. 取り扱い

旋 回



ハンドルを旋回する。

ステアリングハンドルを車体が旋回する方向へ振るとオーダーピッカーは旋回します。振る角度が大きい程、旋回半径は小さくなります。

！ 警 告

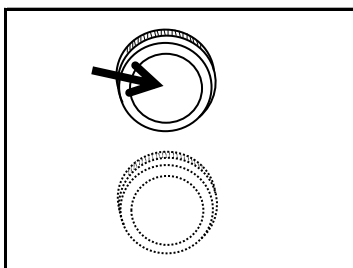
■ 急旋回しないでください。

急旋回は、荷崩れの原因となるばかりか、車体の安定が悪くなりオーダーピッカーが転倒する恐れがあります。荷崩れにより落下した積荷に接触するとケガや重大な結果を招きます。また、転倒すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

■ 坂道・傾斜地では旋回をおこなってはいけません。

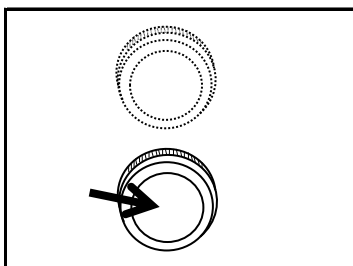
坂道や傾斜地で旋回をおこなうとオーダーピッカーは不安定となり転倒する恐れがあります。オーダーピッカーが転倒すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

運転席（作業床）の上昇、下降



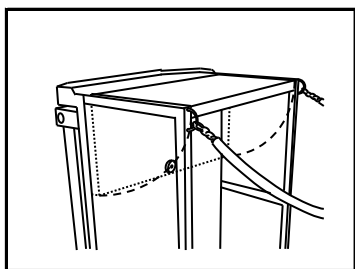
運転席（作業床）の上昇

運転席に装着している運転席（作業床）上昇ボタンを押すと運転席（作業床）は、上昇します。押すことを止めると停止します。



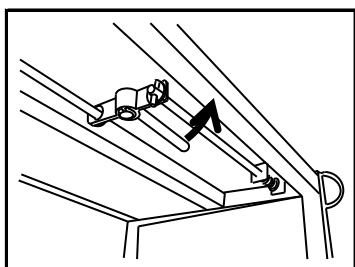
運転席（作業床）の下降

運転席に装着している運転席（作業床）下降ボタンを押すと運転席（作業床）は、下降します。押すことを止めると停止します。



テーブル（STE02T型のみ）

STE02T型には、テーブルが装着されています。テーブルは、持ち上げて固定(ロック)をした後に使用してください。



テーブルの固定

テーブル裏にあるテーブルロックバーを手前に引くと、テーブル固定ピンは、内側に収納されます。テーブルを所定の位置に持ち上げ、ロックレバーを解除し、ピンを挿入してテーブルを固定します。

テーブルを収納する時は、ロックレバーを手前に引いてロックを解除し、テーブルを折りたたみます。

警告

- 作業床(運転席)には、オペレーター以外の人は乗車してはいけません。

オーダーピッカーには、オペレーター以外の人は乗車してはいけません。オペレーター以外の人が乗車すると許容荷重を超えて転倒する恐れがあります。転倒は器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

また、オペレーター以外の人の乗車は、運転操作の障害となり、誤操作による接触事故を起こす恐れがあります。転倒や接触事故は器物の損壊、ケガや重大な結果を招く恐れがあります。

- ガードチェーンを掛けてください。

オーダーピッカーの運転席は高い位置まで上昇します。必ずガードチェーンを掛け、転落の防止を図ってください。転落すると重大な事故に結びつく恐れがあります。また、転落した時に周囲の人と接触すると接触された方もケガや重大な結果にいたる恐れがあります。

- 安全帯をしてください。

オーダーピッカーの運転席は高い位置まで上昇します。オペレーターは安全帯（オプション）を装着し、安全帯を車体の安全帯フックにかけ転落防止をしてください。転落するとケガや重大な事故に結びつく恐れがあります。また、転落した時に周囲の人に接触すると接触された方もケガや重大な結果にいたる恐れがあります。

- 許容荷重以上の荷物を積載してはいけません。

このオーダーピッカーの許容荷重は、荷物とオペレーターの体重を合わせて270kgです。この許容荷重を超えると、オーダーピッカーは転倒します。オーダーピッカーが転倒すると器物の損壊、ケガや重大な結果を招く恐れがあります。

- 片荷・集中荷重にならないように積載してください。

荷物が片荷や集中荷重になるような積載をしてはいけません。オーダーピッカーが不安定となり転倒する恐れがあります。オーダーピッカーが転倒すると器物の損壊、ケガや重大な結果を招く恐れがあります。

3. 取り扱い

警告

■ 積載荷重低減に注意してください。

積載した荷物とオペレーターの体重を合計した荷重の中心が作業床後部の端(運転席と反対側)から30cm(基準荷重中心)を超えると最大積載荷重が低減します。許容できる荷重を超えるとオーダーピッカーは転倒します。オーダーピッカーが転倒すると器物の損壊、ケガや重大な結果を招く恐れがあります。
(許容荷重については24ページを参照してください。)

■ 作業床の下に入ってははいけません。

上昇した作業床の下に立ち入ると、作業床が下降した場合、作業床と接触し、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

■ 水平で床強度のあるしっかりした床の上で使用してください。

傾斜している床、床強度が不足している床、凹凸のある床、車輪によって床が凹む床の上では使用しないでください。オーダーピッカーが転倒する恐れがあります。オーダーピッカーが転倒すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

■ 手すりを乗り越えて作業してはいけません。

手すりを乗り越えて作業すると転落する恐れがあります。オーダーピッカーから転落するとケガや重大な事故につながる恐れがあります。

■ 作業床の上に脚立やハシゴを掛けて作業してはいけません。

オーダーピッカーの作業床の上に脚立を設置したり、ハシゴを掛けて作業してはいけません。転落の恐れがあります。また、オーダーピッカーが不安定となり、転倒する恐れがあります。転落したり、オーダーピッカーが転倒すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

■ 運転席を上げたまま他に乗り移らないでください。

運転席を上昇させて他へ乗り移らないでください。オーダーピッカーが稼働できる状態のまま運転席を離れることになります。また、乗り移り時、転落の恐れもあります。稼働できる状態で運転席を離れると不用意にオーダーピッカーが動き出した時、運転操作できず周囲の器物や人と接触する恐れがあります。器物や人と接触すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。また、転落するとケガや重大な事故に結びつく恐れがあります。

注意

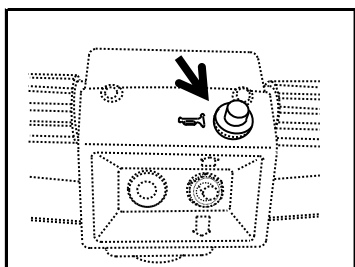
■ 周囲に人を立ち入らせないで下さい。

オーダーピッカーの周辺に人が立ち入ると積載した荷物が落下した場合、接触しケガや重大な事故を起こす恐れがあります。また、オーダーピッカーが動いた時、周囲の人が動きに気がつかずオーダーピッカーに接触する恐れがあります。落下物や動き出したオーダーピッカーに接触するとケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

■ 飛び降りないでください。

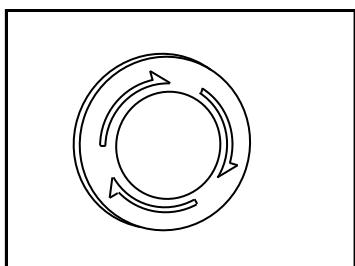
オーダーピッカーから飛び降りると転倒してケガをする恐れがあります。時には重大な事故につながる恐れがあります。

安全装置



警 笛

ホーンボタンを押すと警笛がなります。



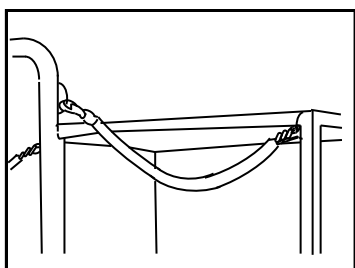
非常停止ボタン

ボタンを押すと電源が遮断されます。ボタンを右(時計と同じ方向)に回すと復帰します。緊急時のみ、使用してください。

! 注 意

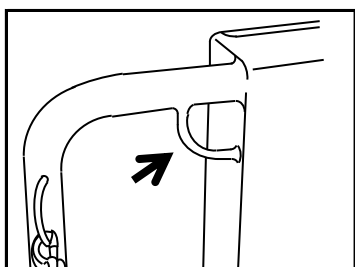
- 非常停止ボタンは緊急時以外使用してはいけません。

停止操作に非常停止ボタンを使用してはいけません。非常停止ボタンを押すとハイリフトは急停止し、荷崩れの恐れがあります。また、傾斜地で急停止するとオーダーピッカーは転倒する恐れがあります。荷崩れした荷物に接触したり、転倒すると器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。



ガードチェーン

乗車時は、必ずガードチェーンを掛けください。ガードチェーンのフックは、フィンガーを押すと脱着することができます。



安全帯フック

安全帯(オプション)を掛けるフックです。乗車中は、必ず安全帯を装着し、安全帯を安全帯フックに掛けてください。

3. 取り扱い

警告

■ ガードチェーンを掛けてください。

オーダーピッカーの運転席は高い位置まで上昇します。必ずガードチェーンを掛け、転落の防止を図ってください。転落すると重大な事故に結びつく恐れがあります。また、転落した時に周囲の人と接触すると接触された方もケガや重大な結果にいたる恐れがあります。

■ 安全帯をしてください。

オーダーピッカーの運転席は高い位置まで上昇します。オペレーターは安全帯（オプション）を装着し、安全帯を車体の安全帯フックにかけ転落防止をはかってください。転落するとケガや重大な事故に結びつく恐れがあります。また、転落した時に周囲の人と接触すると接触された方もケガや重大な結果にいたる恐れがあります。

作業終了時

作業を終了した時、安全な駐車など次に記載されている事柄をおこなってください。これらのことを守らないと車両の転倒、暴走、接触事故などによって器物の損壊、ケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

1. 積載した荷物を下ろす

荷物を積載している場合は、必ず荷物を降ろしてください。積載したままにしないでください。

2. 安全な場所に駐車

オーダーピッカーを水平でしっかりした床の上に駐車してください。また、人や他の車両と接触する恐れのある場所には駐車しないでください。

3. 運転席を最下位へ下します。

運転席は必ず最下位へ下して駐車してください。

4. 充電

明日の作業そなえて充電してください。作業時間が短い時は、41ページに記載されているタイミングに合わせて充電してください。

5. キーを抜く

キーを抜き、保管してください。

⚠ 注意

■ 荷物は必ず降ろしてください。

オーダーピッカーに荷物を積載したまま運転席を離れてはいけません。オペレーターが運転席にいない間に不安定に積載された荷物が転落する恐れがあります。転落した荷物に人が接触するとケガや重大な結果を招く恐れがあります。

⚠ 警告

■ 傾斜地、凹凸のある床、軟弱な床に駐車してはいけません。

オーダーピッカーを傾斜地へ駐車すると不用意に動きだすことがあります。また、凹凸のある床や車輪で床が凹むような軟弱の床の上に駐車するとオーダーピッカーが転倒する恐れがあります。オーダーピッカーが不用意に動きだすと器物や人に接触し、器物の損壊、ケガや重大な事故につながる恐れがあります。また、オーダーピッカーが転倒し器物や人に接触するとケガや重大な事故につながる恐れがあります。

■ 運転席を最下位へ降下させ、キーを抜いてください。

オーダーピッカーの運転席は、最低位に降下させてください。運転席を上昇させたままにすると不用意に運転席(作業床)が降下し、運転席(作業床)に接触した方がケガや重大な事故を起こす恐れがあります。

また、オーダーピッカーから離れる時は、必ずキーを抜いてください。キーをつけたままにしておくと、運転資格がない方や運転操作に不慣れた方が運転し事故を起こす恐れがあります。事故は、器物の損壊、ケガや重大な事故を招きます。

3. 取り扱い

充 電

充電に必要な電源は次のとおりです。 確認の上、充電をおこなってください。

STE02A	電 圧	100V	消費電力	0.2kVA
STE02T	電 圧	100V	消費電力	0.2kVA

充電時機

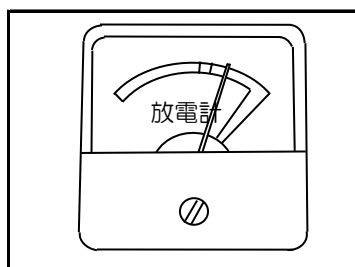
充電は、次の時機(タイミング)におこなってください。

■ 毎日、フルに稼働するオーダーピッカー

業務終了後、毎日 普通充電をおこなってください。 毎日の「普通充電」だけで不足する場合は、昼休みなどの休憩時間に「補充充電」をおこなってください。

■ 毎日の稼働時間が少ないオーダーピッカー

バッテリーをフルに充電(満充電)した状態からバッテリー放電計が黄色を指すまでの日数を数え、その日数毎に「普通充電」をおこなってください。



バッテリー残量を確認してください。

車体に装備されているバッテリー放電計で充電残量を確認してください。
充電残量は次の手順でおこないます。

- (1) キースイッチをONにします。
- (2) 運転席を上昇させながら、バッテリー放電計の目盛を読みます。
モーターが駆動していない時、放電計は正しい放電量を表示しません。

充電が必要な目安

- メーターの針が黄色を指したら充電してください。
- メーターの針が赤色を指したらただちに充電してください。

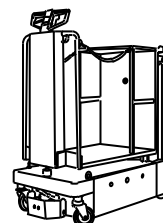
バッテリーを長持ちさせるコツ

- 空になるまで使用しない。(過放電しない。)
オーダーピッカーが動かなくなるまでバッテリーを酷使すると寿命が短くなります。
- 必要以上に充電しない。(過充電しない。)
十分充電されているバッテリーに更に充電すると寿命が短くなります。
1日の稼働時間が短いオーダーピッカーに毎日普通充電すると寿命が短くなるのが代表的な例です。
- バッテリー液が減った状態で使用しない。
バッテリー液が規定量より減ると電極が痛みます。バッテリーの液量は日常チェックして、精製水を補充する(補水)する必要があります。

充電場所

充電中、バッテリーから水素ガスが発生します。充電は、水素ガスが溜まらない風通しの良い、雨のかからない場所でおこなってください。

また、屋内で行う時は換気扇を設置するなど換気に十分に注意してください。



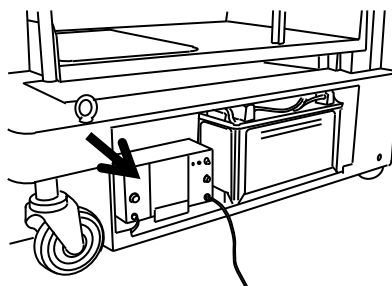
! 警告

■ 充電場所

充電は、風通しの良い、雨のあたらない場所でおこなってください。換気の悪い場所では、必ず換気をおこなってください。バッテリーから発生した水素ガスが溜まると爆発し火災になる恐れがあります。

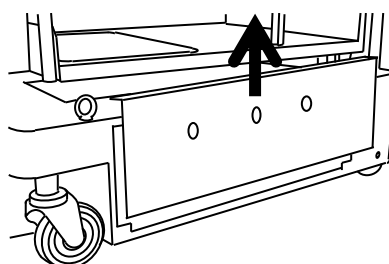
充電器

車体の左下カバーの内側に装備されています。



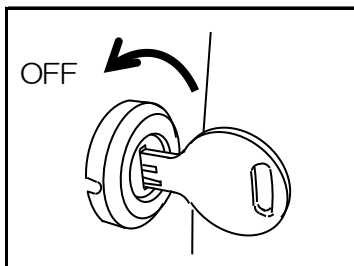
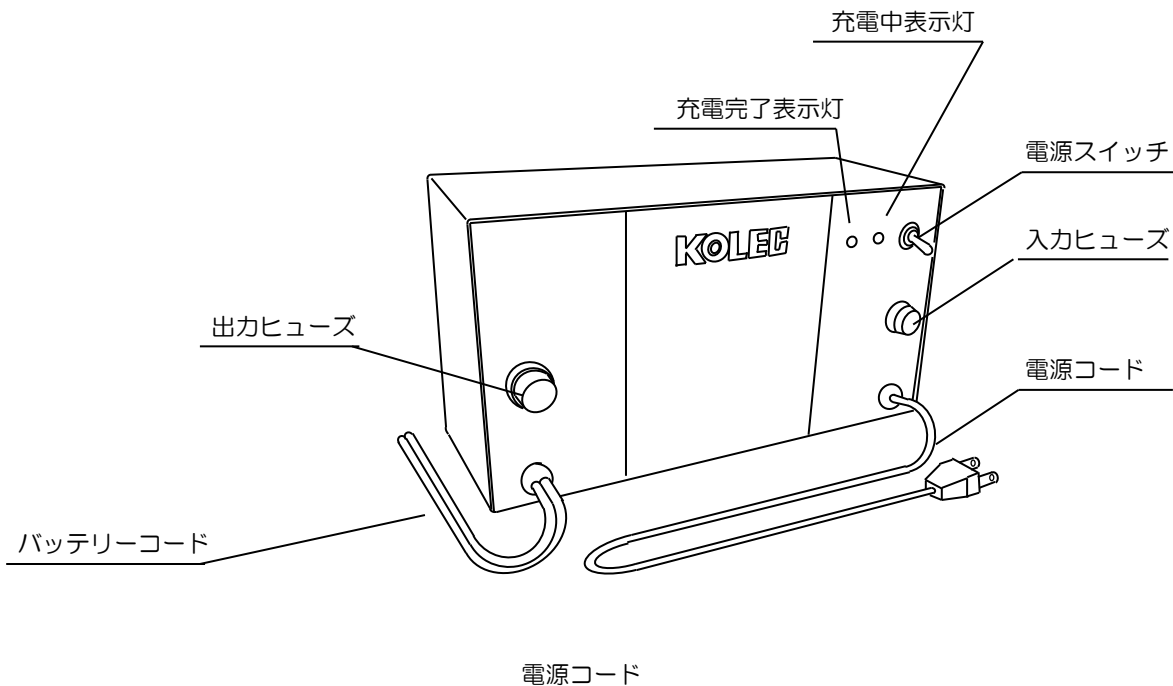
カバーの脱着

カバーは下から持ち上げると外れます。また、装着する時は、カバーの穴を車体のピンに合わせて落とし込みます。



3. 取り扱い

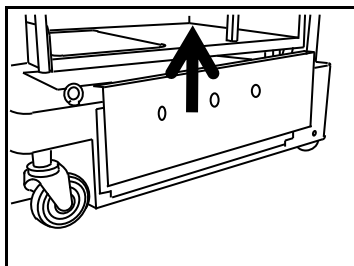
■ 充電の手順



(1) キースイッチをOFFにします。

⚠ 注意

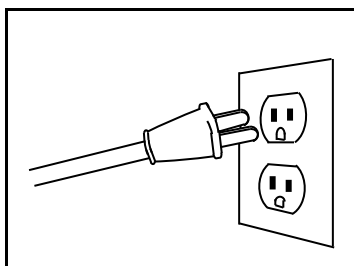
- キースイッチをONのまま充電すると
キースイッチを「ON」にしたまま充電すると、充電時間が長くなったり、充電完了後バッテリーが放電する恐れがあります。



(2) サイドカバーを開きます。

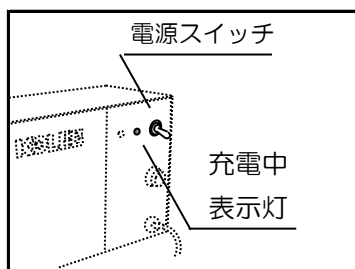
⚠ 警告

- サイドカバーの開放
バッテリーは充電中 水素ガスが発生します。サイドカバーを開けないで充電すると水素ガスが溜り、爆発や火災の恐れがあります。



(3) コードを接続します。

- 電源コードの接続
電源コードのプラグをコンセントへ差し込みます。

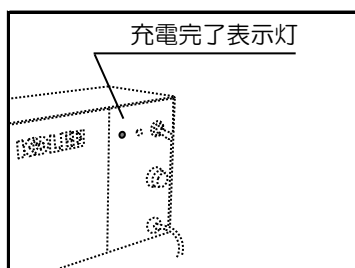


(4) 電源スイッチを入れます。

電源スイッチを押し上げてONにすると充電中表示灯が点灯し、充電が開始されます。

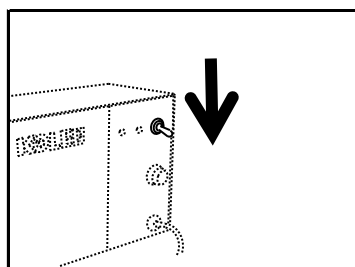
充電の目安時間は、5 ～ 12時間です。

充電時間は、バッテリーの残量によって異なります。70%放電の場合目安時間は約8時間です。



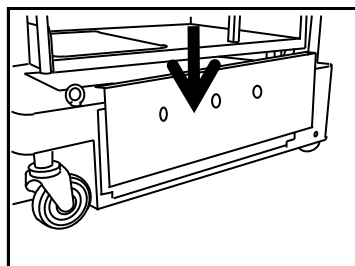
(5) 充電の完了。

充電が完了すると、充電完了表示灯が点灯します。



(6) 電源スイッチを切ります。

充電が完了したら、電源スイッチを押し下げてOFFにします。



(7) 充電装置のかたづけ

- 電源コードの片づけ
電源コードをコンセントから抜き、車体へしまいます。
- サイドカバーを閉じる
サイドカバーを閉じてください。

⚠ 警告

- 充電中のプラグ取り外し禁止。
充電中にプラグを取り外すと、火花が散り水素ガスに引火する恐れがあります。水素ガスに引火すると爆発や火災の恐れがあります。
- バッテリーの上に工具などを置かないでください。
バッテリーの上に工具などの金属類を置くとバッテリーがショートする恐れがあります。バッテリーがショートするとバッテリーが爆発したり火災を起こす恐れがあります。

3. 取り扱い

(8) 均等充電

バッテリーを一定期間使用するとセル(バッテリー内の区画)のバッテリー液にバラツキが生じます。セル内のバッテリー液を均等とするために2週間程度に1回、充電完了後に再充電をおこなってください。

(2週間に1回の頻度は、毎日 普通充電をおこなう場合)

(9) 補充電

1日1回の普通充電で、充電不足になる場合は、昼休みなどの休憩時間に普通充電をおこなってください。

通常外の処置

■ 充電を中止する場合。

電源スイッチをOFFにします。充電が中止されます。

■ 充電完了表示灯が点灯しない場合。

バッテリーが著しく損傷している恐れがあります。充電を中止してサービス会社へ連絡してください。



警 告

■ 充電中 火気厳禁

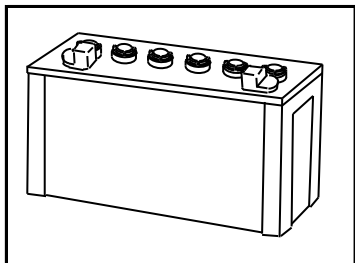
バッテリーは充電中、水素ガスが発生します。充電中、オーダーピッカーの周りで火気を使用してはいけません。また、火花が散る作業もおこなってはいけません。水素ガスが爆発し火災になる恐れがあります。

■ 他機種、バッテリー単体の充電禁止

充電器は、専用充電器です。他の機種やバッテリー単体の充電をおこなうと、故障や火災の恐れがあります。

バッテリーのメンテナンス

バッテリーは日頃、メンテナンスをおこなわないと寿命が短くなります。また、バッテリー液が不足するとバッテリーは過熱したり、焼損する恐れがあります。



毎週、バッテリー液量を点検してください。

バッテリー液が不足していないか、点検してください。バッテリー液が不足している時は、精製水(バッテリー補充液)を補充してください。

(水道の水など精製水以外の水を補充してはいけません。)

合わせて、端子にゆるみがないか点検してください。

⚠ 危険

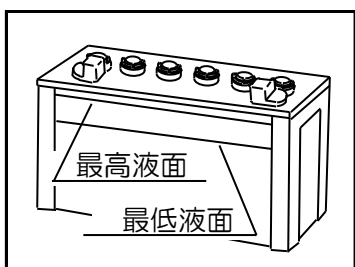
■ バッテリー液にさわったり、付着した時。

バッテリー液(電解液)は希硫酸を含んでいます。目、皮膚、衣類などに付着した時は、ただちに大量の水で洗い流してください。特に目に入った時は失明の恐れがありますので、大量の水で洗眼し、すぐに医師の診断を受けてください。間違ってもなめたり飲んだりしないでください。死に至る恐れがあります。

⚠ 警告

■ 点検する方の静電気を逃がしてから点検してください。

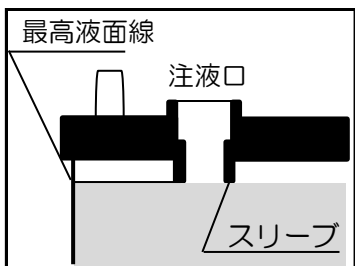
点検する方が静電気を帯びていると、オーダーピッカーに触れた時、火花が散り、火花がバッテリーから発生する水素ガスに引火して、爆発、火災を起こす恐れがあります。オーダーピッカーに触れる前に静電気を逃がしてから点検してください。



■ バッテリー液量の点検。

水で湿らせた布で液面線の周囲を清掃し、「最高液面線」(Upper Level)と「最低液面線」(Lower Level)の間にあることを確認してください。

液面が「最高液面線」(Upper Level)と「最低液面線」(Lower Level)間の半分以下に低下している場合は、ただちに「最高液面線」まで精製水を補充してください。補充後はしっかりキャップを締めてください。

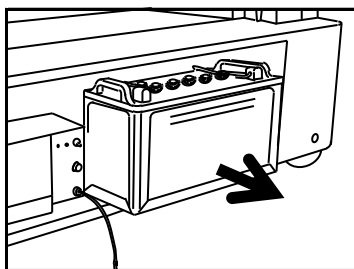


⚠ 注意

■ バッテリー液が不足すると。

バッテリー液を「最低液面線」以下の状態で使用するとバッテリーが過熱し、焼損する恐れがあります。また、バッテリーの寿命が短くなります。

3. 取り扱い

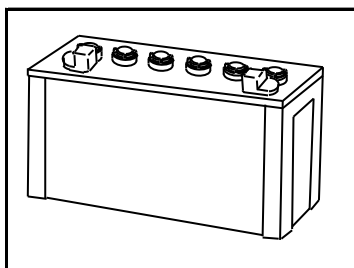


■ バッテリー液の補充

バッテリー液を補充する時は、バッテリー幅の3分の1程を手前に引き出すと注液口を開閉することができます。

⚠ 注意

「最高液面線」を超えて精製水を補水した時は、スポイトなどで抜き取ってください。抜き取った後は、冷暗場所に保管し、次回の補水時に使用してください。「最高液面線」を超えて使用するとバッテリー液が溢れ出て周囲を腐食します。



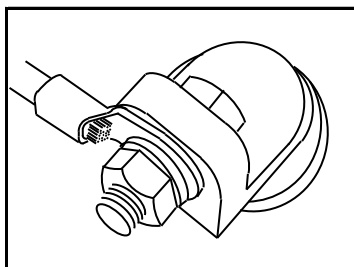
■ バッテリー液比重の確認

充電の状態は、バッテリー液の比重でも見るができます。また、バッテリー液比重の測定によって、バッテリーの故障を発見することもできます。毎週、定期的に測定することをお勧めします。

バッテリー液比重と充電状態は、下表の通りです。また、充電前と充電後の比重を比較するとバッテリー内部の異常を発見することができます。
(バッテリー液の比重計は、工具・予備品キットに含まれています。)

バッテリー液の比重	充電状態	満充電までの時間
1.26以上	100%	充電不要
1.21以上	75%	4 ～ 6 時間
1.16以上	50%	6 ～ 8 時間
1.10以上	20%	9 ～ 12時間

* 表はバッテリー液が20℃の場合です。温度が低下すると高めに表示されます。



■ 端子(ターミナル)の点検。

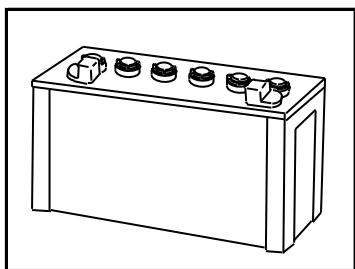
バッテリーの端子に次の不具合がないことを確認してください。

- ☐ 端子部分のボルトのゆるみ
- ☐ 電線の付け根の腐食
- ☐ 電線のかしめ部分の損傷
- ☐ 定置式充電器(オプション)Dを使用している場合は、変色(黒く変色)、スパーク跡の有無

⚠ 警告

■ 接続端子、電線、プラグの修理は専門家へ

接続端子、電線、プラグの修理は専門知識が必要です。必ず、修理資格を持っている方がおこなってください。資格がない方が修理すると電気回路が損傷して発熱や発火の恐れがあります。



■ バッテリーは清潔に。

月1回、端子(ターミナル)の異物を取り除き、表面の汚れをぬぐってください。

バッテリーの表面が汚れていると放電したり、金属部が腐食する恐れがあります。

⚠ 警告

■ 乾いた布での清掃禁止。

バッテリーを乾いた布で清掃したり、はたきをかけたりすると静電気が発生し、静電気がバッテリーの爆発を誘発する恐れがあります。

■ 清掃への洗剤、化学そうきん、有機溶剤の使用禁止

洗剤、化学雑巾、ベンジン、シンナー、ガソリンなどの有機溶剤をバッテリーの清掃に使用してはいけません。有機溶剤によって電槽が侵され、液漏れを起す恐れがあります。バッテリー液が漏れ、人や衣類に付着すると重大な事故につながる恐れがあります。また、希硫酸によって床、周囲の器物を傷める恐れがあります。

■ 車載でのバッテリー水洗い禁止

車体にバッテリーを搭載したまま、バッテリーを水洗いしてはいけません。バッテリーを水洗いする時は、バッテリーを取り外しておこなってください。

車載したまま水洗いすると車体へ侵入した水がショートや漏電を起こす恐れがあります。ショートや漏電すると感電や火災の恐れがあります。

■ バッテリーの接続

バッテリーの端子(ターミナル)へコードを接続する時は、プラスとマイナスを逆に接続しないよう、十分に注意して接続してください。コードを外す時は、プラス(赤いコード)を先に取り外してください。接続する時は、マイナス(黒いコード)を先に接続してください。

⚠ 注意

■ バッテリー端子の接続に注意

プラスとマイナスを逆に接続するとオーダーピッカーの電気部品の破損や焼損の原因となります。

■ バッテリー液が漏れた場合

バッテリー液が漏れ出した場合、ただちに中和剤(重曹、生石灰、炭酸ソーダなど)で中和し、大量の水で洗い流してください。手当をしないと床や器物を腐食します。また、人が触れると火傷を負います。

3. 取り扱い

■ バッテリーの保管

バッテリーを保管する場合は、風通しの良い冷暗所に保管してください。また、バッテリーが転倒したり落下する恐れがある場所や落下物に接触する恐れがある場所には保管してはいけません。

警告

■ 保管時の警告

換気の悪い場所、火気のある場所に保管すると、水素ガスが滞留し、爆発を起こす恐れがあります。また、転倒や落下などでバッテリーが破損すると希硫酸を含んだバッテリー液が漏れ、重大な事故を引き起こす恐れがあります。

■ 使用済のバッテリー

使用済のバッテリーを廃棄する時は、バッテリー取扱店へご相談ください。そのまま保管する場合、使用済のバッテリーでもエネルギーが残っています。使用可能なバッテリーと同じように保管してください。

警告

■ バッテリーの分解禁止

バッテリー液の抜き取り、分解、修理をおこなってはいけません。バッテリー液は希硫酸を含んでいますので、皮膚や衣服に付着すると重度の火傷を負う恐れがあります。付着した時はただちに大量の水で洗い流してください。特に目に入った時は失明の恐れがありますので、大量の水で洗眼し医師の診断を受けてください。

■ 火中への投下禁止

バッテリーを火中へ投下したり、加熱すると、発煙、破裂の恐れがあります。発煙、破裂すると希硫酸を周囲にまきちらし、重大な事故につながる恐れがあります。

4. 点検・検査・整備

作業前に始業点検、月に1回の自主検査、年に1回の特定自主検査をおこなってください。また、週1回 バッテリーの点検もおこなってください。点検記録は、3年間保存してください。

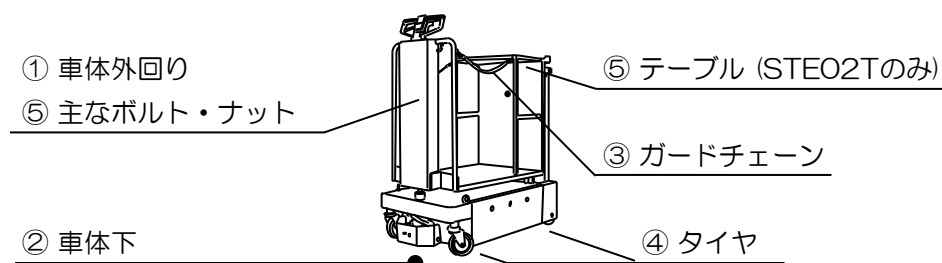
特定自主検査は、社内の資格検査者または特定自主検査業者以外はおこなうことが出来ません。

■ 始業点検

毎日 作業を始める前に始業点検を必ずおこなってください。始業点検の内容は次の通りです。

1. キースイッチをOFFでおこなう点検

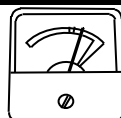
(1) 車体外回り



点検箇所	点検項目
① 車体外回り	車体にへこみ、ゆがみ、亀裂がないことを確認します。
② 車体下	車体の下に油の跡がないことを確認します。
③ ガードチェーン	損傷がないことを確認します。 ガードチェーンが掛ることを確認します。
④ タイヤ	各タイヤに損傷・異常磨耗がないことを確認します。
⑤ テーブル (STE02Tのみ)	テーブルが支障なく上下出来き、確実に固定出来ることを確認します。
⑥ 主なボルト・ナット	ゆるみがないことを確認します。

2. キースイッチをONでおこなう点検

(1) 充電量



点検箇所	点検項目
バッテリー放電計	運転席を上昇させながら充電量を点検します。 整備 ：充電量が不足している時は、充電します。

(2) 運転席上昇下降操作ボタン



次の動きを確認します。

① 上昇	運転席上昇ボタンを押すと運転席が上昇する。 運転席上昇ボタンから手を離すと停止する。
② 下降	運転席下降ボタンを押すと運転席が下降する。 運転席下降ボタンから手を離すと停止する。

(3) 安全装置

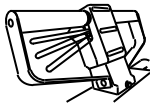


点検箇所	点検項目
ホーン	ホーンボタンを押すと警笛の鳴ることを確認します。

4. 点検・整備

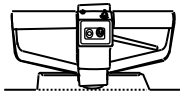
3. 徐行しながらおこなう点検

(1) 走行・制御



点検箇所	点検項目
コントロールレバー	コントロールレバーを握って、スムーズに発進することを確認します。
	コントロールレバーから手をはなし、スムーズに停車することを確認します。
	運転席を上昇させ、コントロールレバーを握って、低速で走行することを確認します。

(2) 旋 回



点検箇所	点検項目
ハンドル	ハンドルがスムーズに旋回することを確認します。
	遊び、ガタ、ビビリがないか点検します。

(3) 安全装置



点検箇所	点検項目
非常停止ボタン	徐行または運転席を上昇させ、非常停止ボタンを押し、停止することを確認します。

(4) 異音

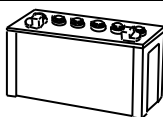
	各部の操作時、異音がないか点検します。
--	---------------------

- 点検は、水平な場所で荷物を積載せずにおこなってください。また、徐行や運転席上昇時は接触事故を起こさないように、安全確認を必ずおこなってください。

■ 週間点検

1週間に一度バッテリーの点検をおこなってください。

バッテリーの点検



点検箇所	点検項目
バッテリー液量	バッテリー液の液量を点検します。
	整備 ：不足している時は、精製水を補充します。
バッテリーの比重	バッテリー液の比重を測定します。
	整備 ：バッテリーの各層の比重にバラつきのある場合は、再度充電をおこないます。
バッテリーの清掃	
バッテリーの表面	端子やバッテリーが汚れていないか点検します。
	整備 ：汚れている場合は清掃します。

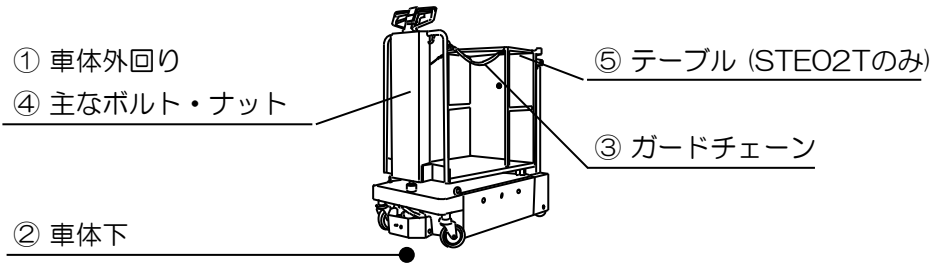
4. 点検・整備

■ 月次検査

1ヶ月を超えない期間ごとに次の月次検査をおこなってください。

1. キースwitchをOFFでおこなう点検

(1) 車体外回り



点検箇所	点検・整備項目
① 車体外回り	車体にへこみ、ゆがみ、亀裂がないことを確認します。
② 車体下	車体の下に油の跡がないことを確認します。
③ ガードチェーン	損傷がないことを確認します。 ガードチェーンが掛ることを確認します。
④ 主なボルト・ナット	ゆるみがないことを確認します。
⑤ テーブル (STE02Tのみ)	テーブルが支障なく上下出来き、確実に固定出来ることを確認します。

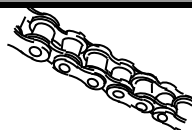
(2) ホイール



点検箇所	点検・整備項目
① ドライブホイール	回転部分に糸クズ、ゴミなどが巻き付いていないか確認します。 タイヤに異常磨耗、偏摩耗、ハクリがないか確認します。 ホイール(リム)に凹み、亀裂がないことを確認します。 整備 ：糸クズ、ゴミが巻き付いている場合は、清掃します。
② ロードホイール	回転部分に糸クズ、ゴミなどが巻き付いていないか確認します。 タイヤに異常磨耗、偏摩耗、ハクリがないか確認します。 ホイール(リム)に凹み、亀裂がないことを確認します。 整備 ：糸クズ、ゴミが巻き付いている場合は、清掃します。
③ キャスター	回転部分に糸クズ、ゴミなどが巻き付いていないか確認します。 タイヤに異常磨耗、偏摩耗、ハクリがないか確認します。 ホイール(リム)に凹み、亀裂がないことを確認します。 整備 ：糸クズ、ゴミが巻き付いている場合は、清掃します。 整備 ：回転部と軸受に機械油を注脂してください。

1. キースイッチをOFFでおこなう点検

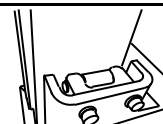
(3) チェーン



点検箇所	点検・整備項目
リフトチェーン	後方のカバーを取り外し、チェーンの緩み(伸び)を点検します。 整備 ：チェーンにグリースを塗布します。 整備 ：チェーンが伸びている場合は、調整します。

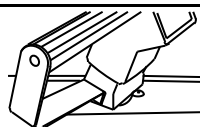
(4) マスト

マストローラー



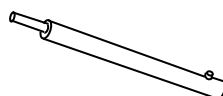
点検・整備箇所	点検・整備項目
マスト・ローラー	後方のカバーを外し、マストとマストローラーに異常がないか点検します。 整備 ：マストにグリースを塗布します。

(5) ステアリング



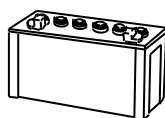
点検・整備箇所	点検・整備項目
ステアリングリンケージ	整備 ：マシンオイルを注油します。
ハンドルメタル部	整備 ：マシンオイルを注油します。

(6) 油圧装置



点検・整備箇所	点検・整備項目
作動油タンク	油漏れがないことを確認します。
シリンダー、油圧配管	シリンダー、ホース、ジョイント部にニジミ、油漏れがないことを確認します。

(7) バッテリー



点検箇所	点検・整備項目
バッテリー液量	バッテリー液の液量を点検します。 整備 ：不足している時は、精製水を補充します。
バッテリーの比重	バッテリー液の比重を測定します。 整備 ：比重が20℃換算で1.180以下の時は、再度 充電をおこないます。
バッテリーの表面・端子	端子やバッテリーが汚れていないか点検します。 整備 ：汚れている場合は清掃します。

2. キースイッチをONでおこなう点検

(1) 安全装置

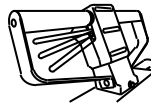


点検箇所	点検・整備項目
ホーン	ホーンボタンを押すと警笛の鳴ることを確認します。

4. 点検・整備

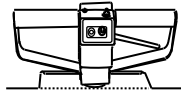
3. 徐行しながらおこなう点検

(1) 走行・制御



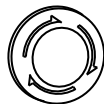
点検箇所	点検・整備項目
コントロールレバー	コントロールレバーを握って、スムーズに発進することを確認します。
	コントロールレバーから手をはなし、スムーズに停車することを確認します。
	運転席を上昇させ、コントロールレバーを握って、低速で走行することを確認します。
ブレーキ	コントロールレバーから手をはなした時、確実にブレーキが作動することを確認します。 合わせて、ブレーキ作動時、異音がない事を確認します。

(2) 旋 回



点検箇所	点検・整備項目
ハンドル	ハンドルがスムーズに旋回することを確認します。
	遊び、ガタ、ヒビリがないか点検します。

(3) 安全装置



点検箇所	点検・整備項目
非常停止ボタン	徐行又は運転席を上昇させ、非常停止ボタンを押し、停止することを確認します。

(4) 異音

- 点検は、水平な場所で荷物を積載せずにおこなってください。また、徐行や運転席上昇時は接触事故を起こさないように、安全確認を必ずおこなってください。

5. 故障診断

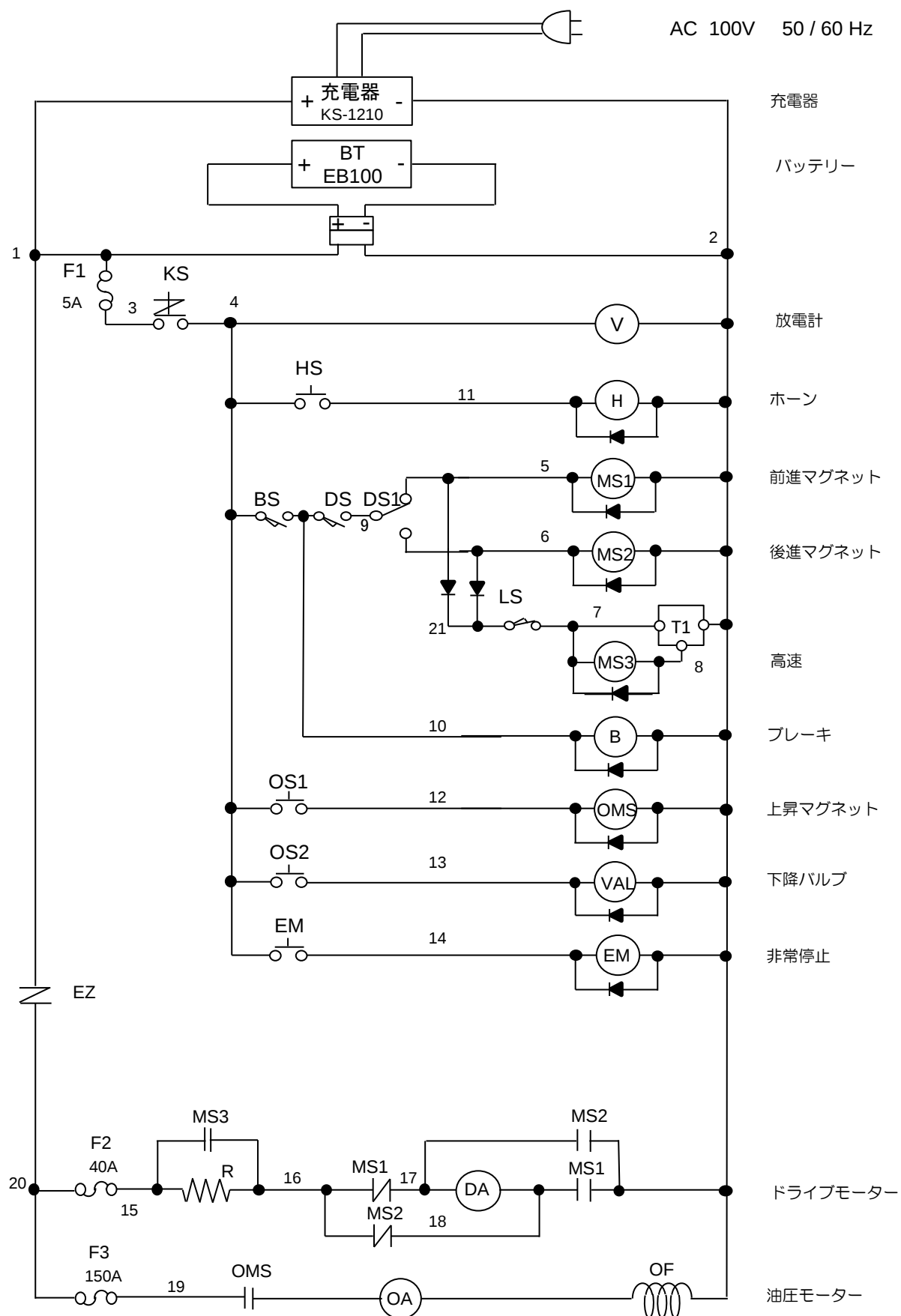
オーダーピッカーが故障した場合、下の表に従った処置をしてください。

不具合	原因	処置の方法
走行できない	① キースイッチがOFF ② 非常停止ボタンが押されている ③ 充電不足 ④ ヒューズの溶断 ⑤ 電気回路の故障	① キースイッチをONにしてください。 ② 非常停止ボタンを戻してください。 ③ 充電してください。 ④ ヒューズを交換してください。 (交換は原因を取り除いてから) ⑤ サービス会社へ連絡してください。
走行が重い、にぶい	① 車輪にゴミが絡まっている ② 充電不足 ③ 積載荷重オーバー	① ゴミを取り除いてください。 ② 充電してください。 ③ 積載している荷を許容荷重までに減らしてください。
ブレーキが効かない	① 電気回路の故障 ② ブレーキ装置の故障	① サービス会社へ連絡してください。 ② サービス会社へ連絡してください。
ブレーキの効きが甘い	① ブレーキ調整不良 ② ブレーキライニング磨耗 ③ 電気回路の故障 ④ ブレーキ装置の故障	① サービス会社へ連絡してください。 ② サービス会社へ連絡してください。 ③ サービス会社へ連絡してください。 ④ サービス会社へ連絡してください。
作業床が動かない	① キースイッチがOFF ② 非常停止ボタンが押されている ③ 充電不足 ④ ヒューズの溶断 ⑤ 電気回路の故障 ⑥ 油圧回路の故障	① キースイッチをONにしてください。 ② 非常停止ボタンを戻してください。 ③ 充電してください。 ④ ヒューズを交換してください。 (交換は原因を取り除いてから) ⑤ サービス会社へ連絡してください。 ⑥ サービス会社へ連絡してください。
作業床が自然に降下する	① 油圧回路の油漏れ ② 油圧回路の故障	① サービス会社へ連絡してください。 ② サービス会社へ連絡してください。

5. 故障診断

不具合	原因	処置の方法
作業床の上昇がにぶい	① 充電不足 ② 積載荷重オーバー ③ 電気回路の故障 ④ 油圧回路の故障 ⑤ マストまたはマストローラの故障	① 充電してください。 ② 積載している荷を許容荷重までに減らしてください。 ③ サービス会社へ連絡してください。 ④ サービス会社へ連絡してください。 ⑤ サービス会社へ連絡してください。
充電できない	① 電源が入っていない ② コードがつながっていない ③ コードの断線 ④ ヒューズの溶断 ⑤ 充電器の故障 ⑥ バッテリー不具合	① 電源を入れてください。 ② コードを接続してください。 ③ サービス会社へ連絡してください。 ④ ヒューズを交換してください。 (原因を取り除いてから) ⑤ サービス会社へ連絡してください。 ⑥ サービス会社へ連絡してください。

6. 電気回路図



STE02A・STE02T 取扱説明書

平成23年4月

適用号機 976SE7526 ～

コレック株式会社

大阪市北区天満橋 3-3-5

Tel 06 (6351) 3280 Fax 06 (6351) 8365

図書番号 OPM - 09 -OM